

平成27年度 産業廃棄物処理業者向け講習会

# 適正処理の基礎知識と 産廃処理の実務に関する講習

**(抜 粋)**

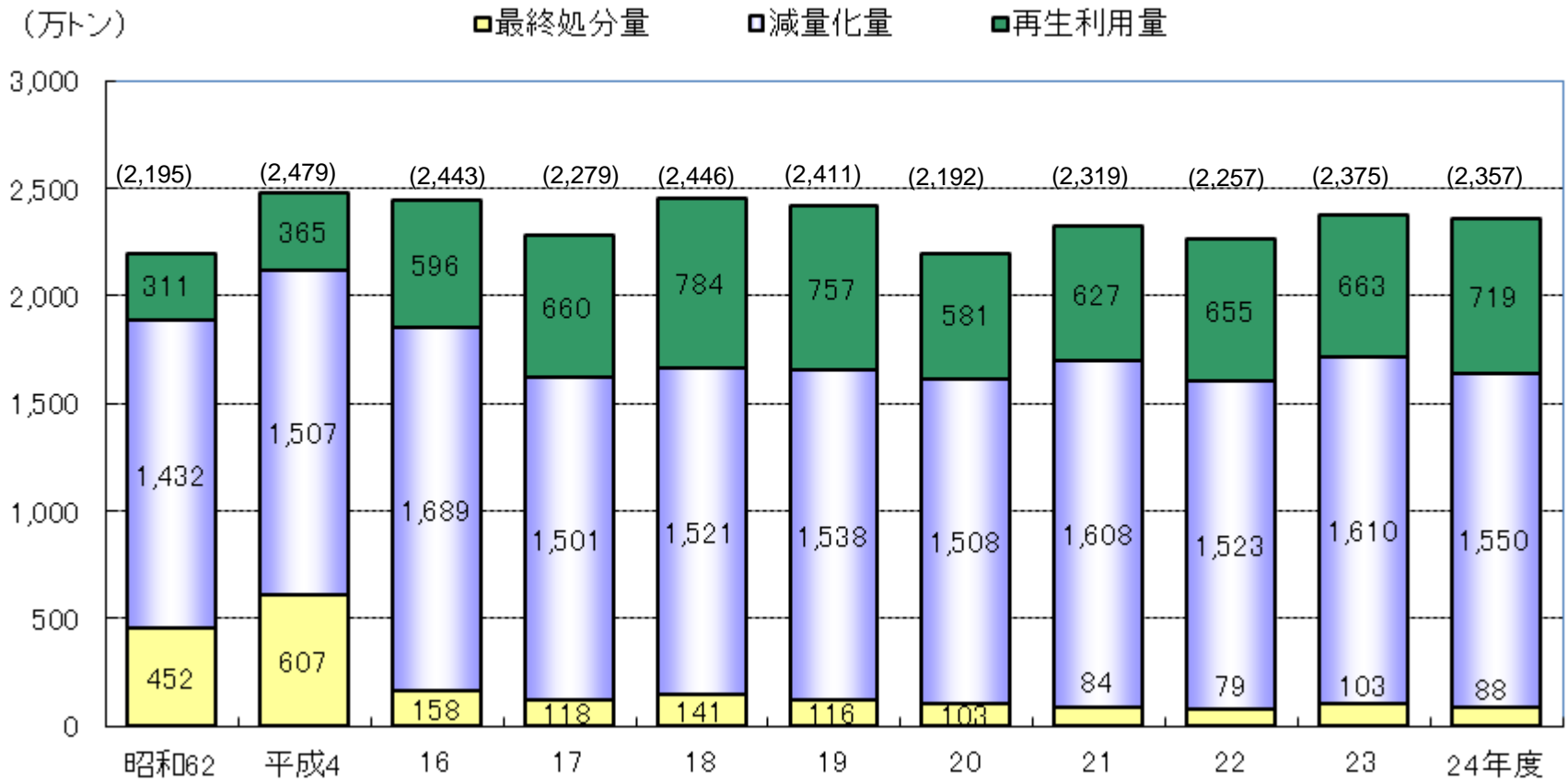
— 無断での複製・転載を禁じます —



# 1. 廃棄物の排出状況は？

# 1) 産業廃棄物の排出状況

## 産業廃棄物の推移(東京都)

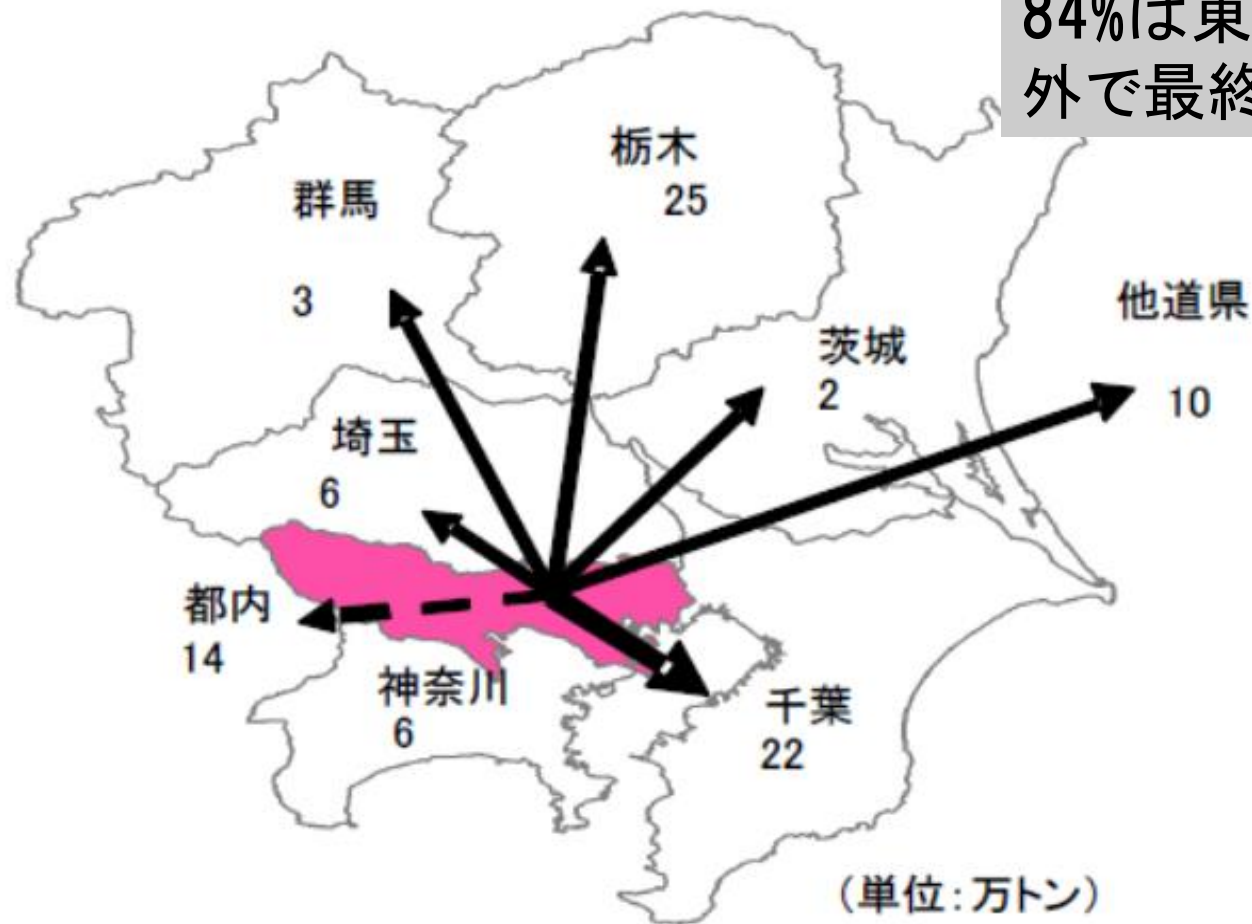


出典:「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書(平成24年度)」より東京都作成

# 1) 産業廃棄物の排出状況

## 産業廃棄物の最終処分の状況

84%は東京都以外で最終処分



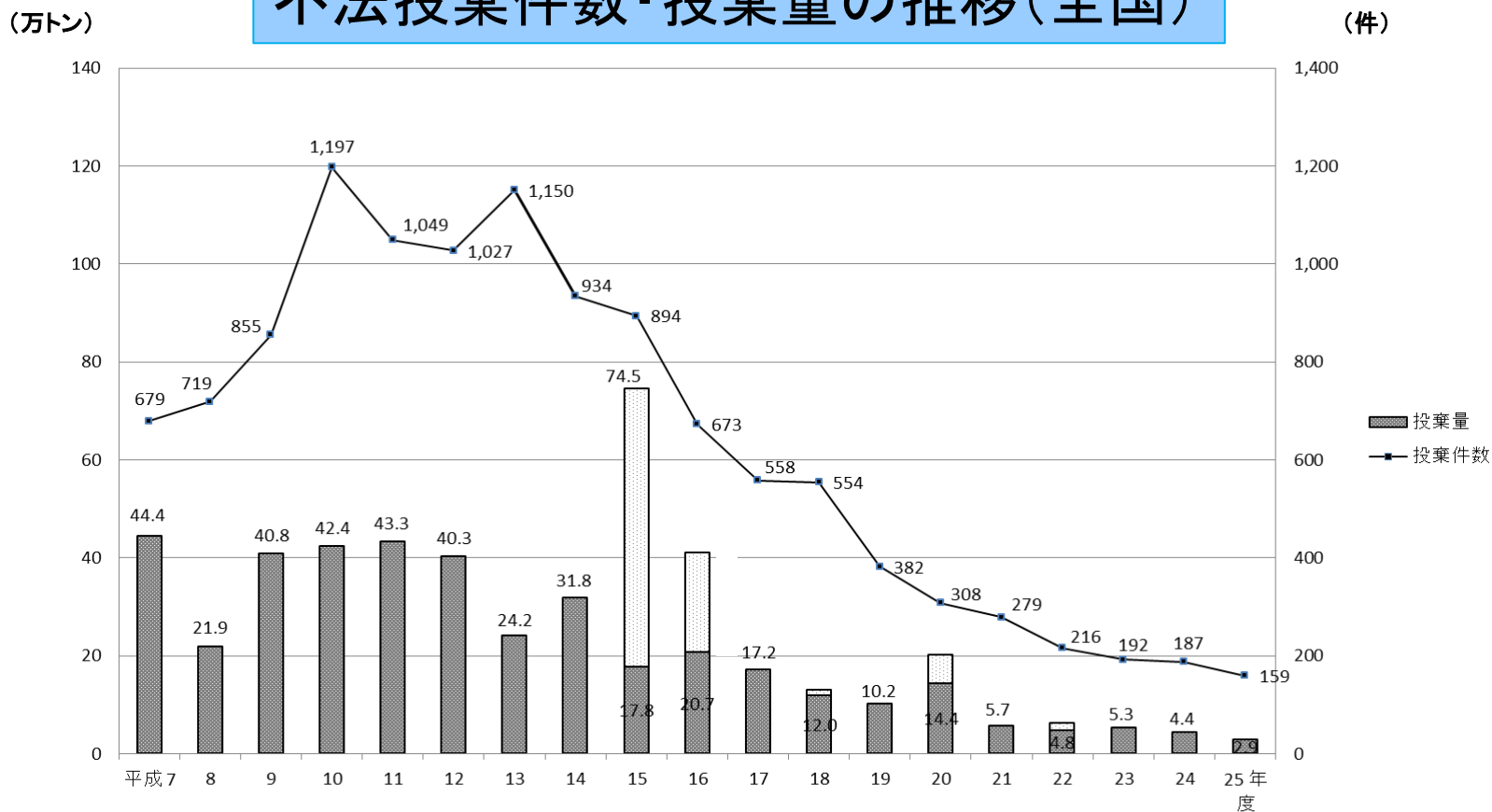
出典:「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書(平成24年度)」より東京都作成





## 2) 不法投棄の実態

### 不法投棄件数・投棄量の推移(全国)



平成25年度 159件(△28件) 2万9千トン(△1.5千トン)

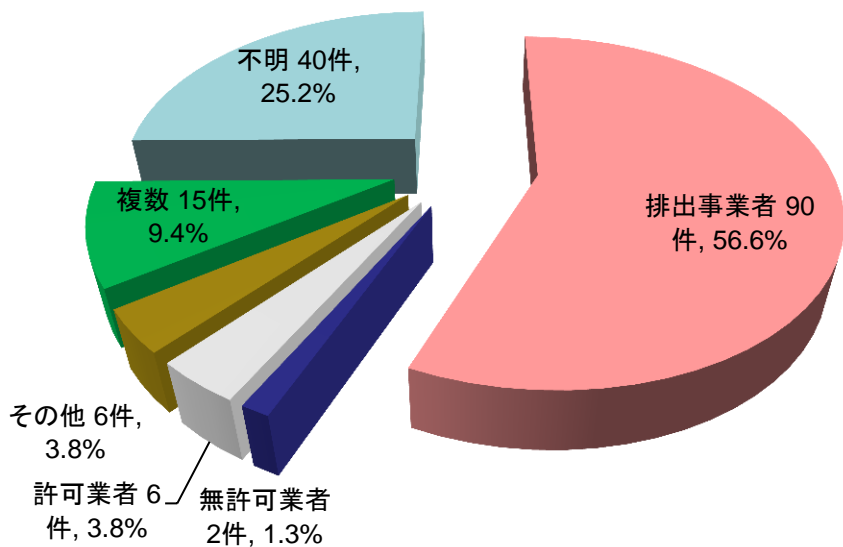
注: 上記棒グラフの白抜き部分は、当該年度以前より不法投棄が判明していたものの、当該年度に報告のあった数量(ただし、平成15・16年度については、当該年度中に大規模な不法投棄が判明したため、数年にわたって不法投棄された数量の合計)

出典: 環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成25年度)」より東京都作成

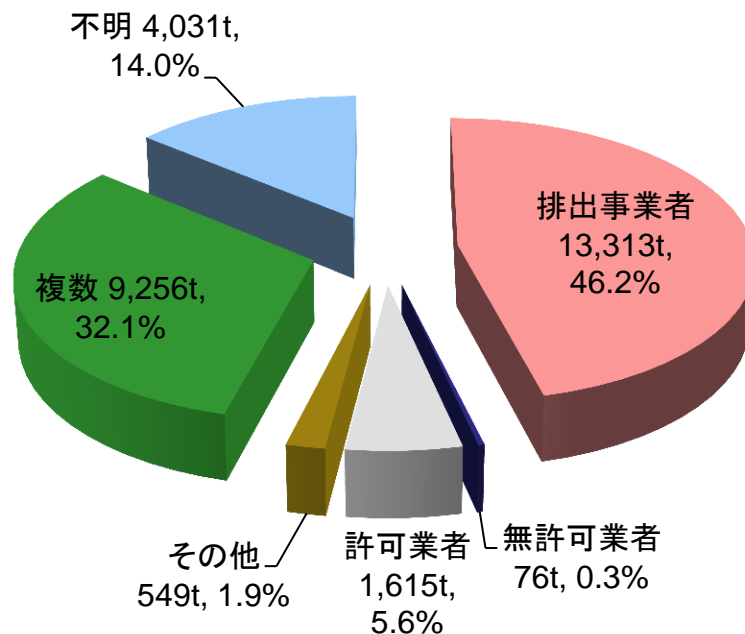
## 2) 不法投棄の実態

### 実行行為者別(全国)平成25年度

件数



投棄量



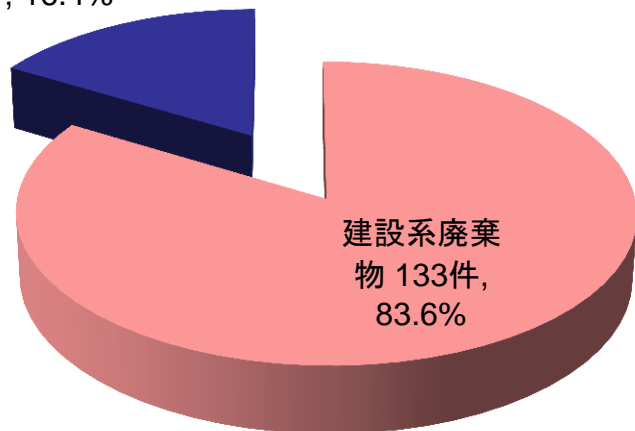
出典: 環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成25年度)」より東京都作成

## 2) 不法投棄の実態

### 種類別(全国)平成25年度

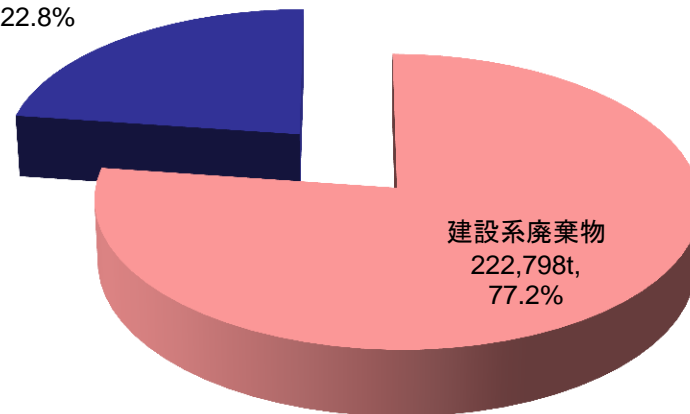
件数

建設系以外  
廃棄物 26  
件, 16.4%



投棄量

建設系以外廃  
棄物 6,561t,  
22.8%



出典: 環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成25年度)」より東京都作成



## 2. 廃棄物ってなんだろう？

## 定 義

### 廃棄物処理法 第2条（定義）

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

注)3/11の原発事故由来の放射性汚染物は、当分の間、特別措置法により廃棄物処理法(特定一廃、特定産廃)の対象

# 1) 廃棄物ってなんだろう？

## 不要物とは

1971年10月25日通知

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため**不要となったものをいい**、これに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない。



総合的に  
勘案して  
判断

- 物の性状
- 排出の状況
- 通常の見取り形態
- 取引価値の有無
- 占有者の意思

(注記) 実際の運用上では、使用済み物品・副産物そのものが、有償物かどうかで判断されることが多い。但し、輸送費 > 売却代金は×。

# 1) 廃棄物ってなんだろう？

## おから事件 (平成11年3月10日最高裁第二小法廷決定)

- ❑ 廃棄物処理業の許可を取得せず、豆腐製造業者から肥料を製造するとして、お金をもらっておからを引き取った処理業者
- ❑ 実際には大量に放置して腐敗させ、近隣から苦情

被告人は「おから」は、食用、肥料、飼料であって社会的に有益有用な資源で「不要物」ではないと主張

- ❑ おからの性状・× **腐敗しやすい性質**
- ❑ 排出の状況・○ 豆腐製造業者により計画的に排出
- ❑ 取扱い形態・× **売買されるのはごくわずか**
- ❑ 取引価値・× **処理料金を徴収していた**
- ❑ 占有者の意思・○ おからを製造原料にしていた

総合判断説

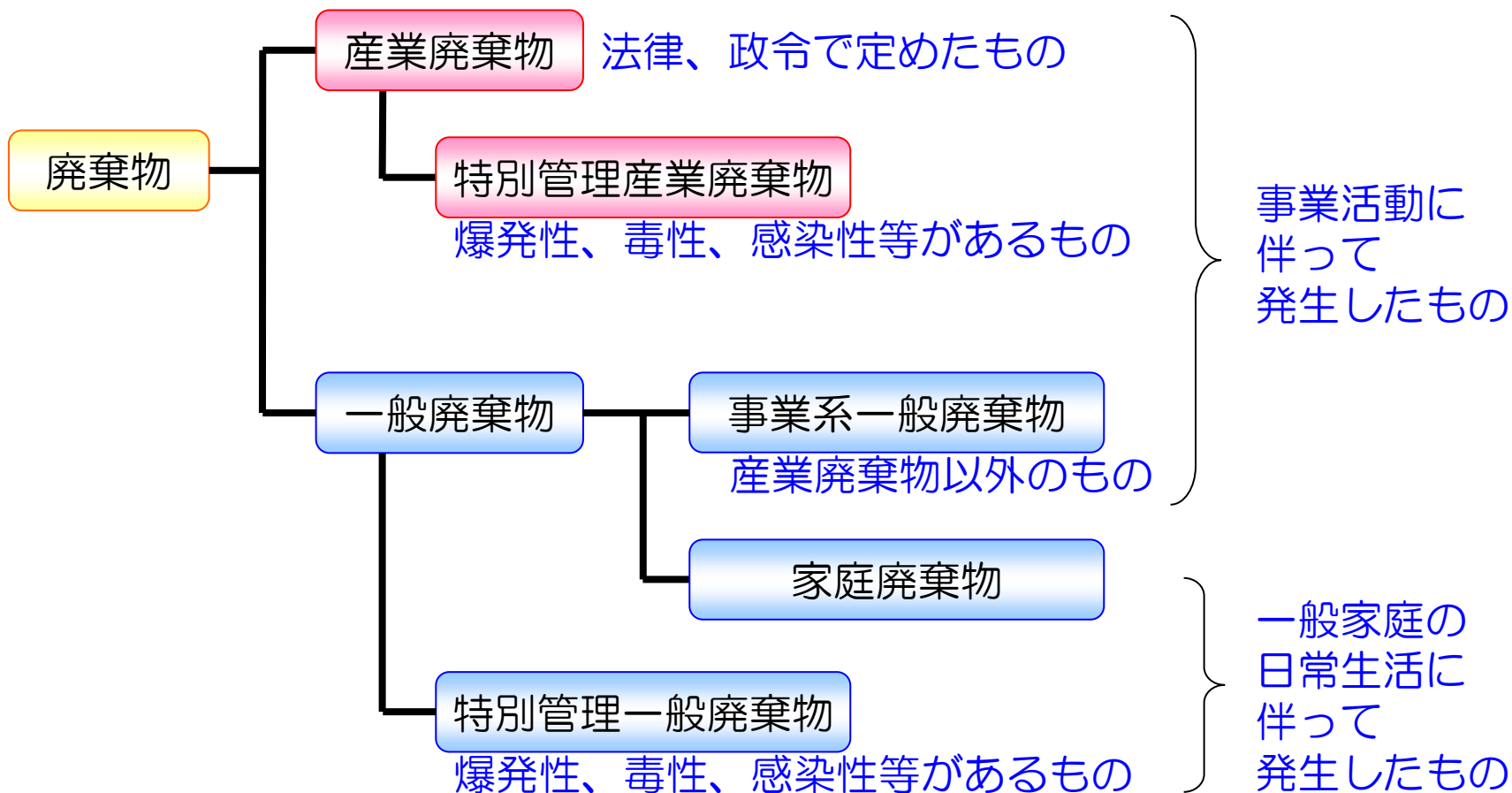


産業廃棄物に該当、無許可営業にあたる



## 2) 廃棄物の分類

# 廃棄物の分類（1）







## 2) 廃棄物の分類

# 産業廃棄物の種類と具体例

● **法律**で定められた廃棄物、**全ての業種**が対象

種類	具体的な例
(1) 燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
(2) 汚泥	排水処理の汚泥、 <u>建設汚泥</u> などの各種泥状物
(3) 廃油	グリス(潤滑油)、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
(4) 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)



## 2) 廃棄物の種類

# 産業廃棄物の種類と具体例

● **政令**で定められた廃棄物、**全ての業種**が対象

(7) ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック類)
(8) 金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど
(9) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
(10) 鉱さい	鑄物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん

(20) 汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの



## 2) 廃棄物の分類

# 産業廃棄物の種類と具体例

### ● 政令で定められた廃棄物、特定の業種が対象

(13)紙くず	<p>①以下の業種から発生する紙くず →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 (注:これら以外の業種から発生する、コピー用紙などは、事業系一般廃棄物)</p> <p>②PCB汚染物</p>
(14)木くず	<p>①以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類など →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 (注:これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物)</p> <p>②貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)</p> <p>③PCB汚染物</p>
(15)繊維くず	<p>①以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業 (注:これら以外の業種から発生する、天然繊維製の衣服などは、事業系一般廃棄物)</p> <p>②PCB汚染物</p>
(16)動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
(17)動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物(魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど)
(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体



## 2) 廃棄物の分類

# 一廃？ 産廃？ ここが難しい

### ● 木くず

法令で業種を指定

排出者の一例 廃棄物の一例	事務所、商店など	家具製造工場
木製家具	事業系一般廃棄物	産業廃棄物
木製パレット	産業廃棄物	産業廃棄物

### ● 紙くず

排出者の一例 廃棄物の一例	事務所、商店など	本の印刷工場
紙切れ	事業系一般廃棄物	産業廃棄物

### ● 動植物性残さ

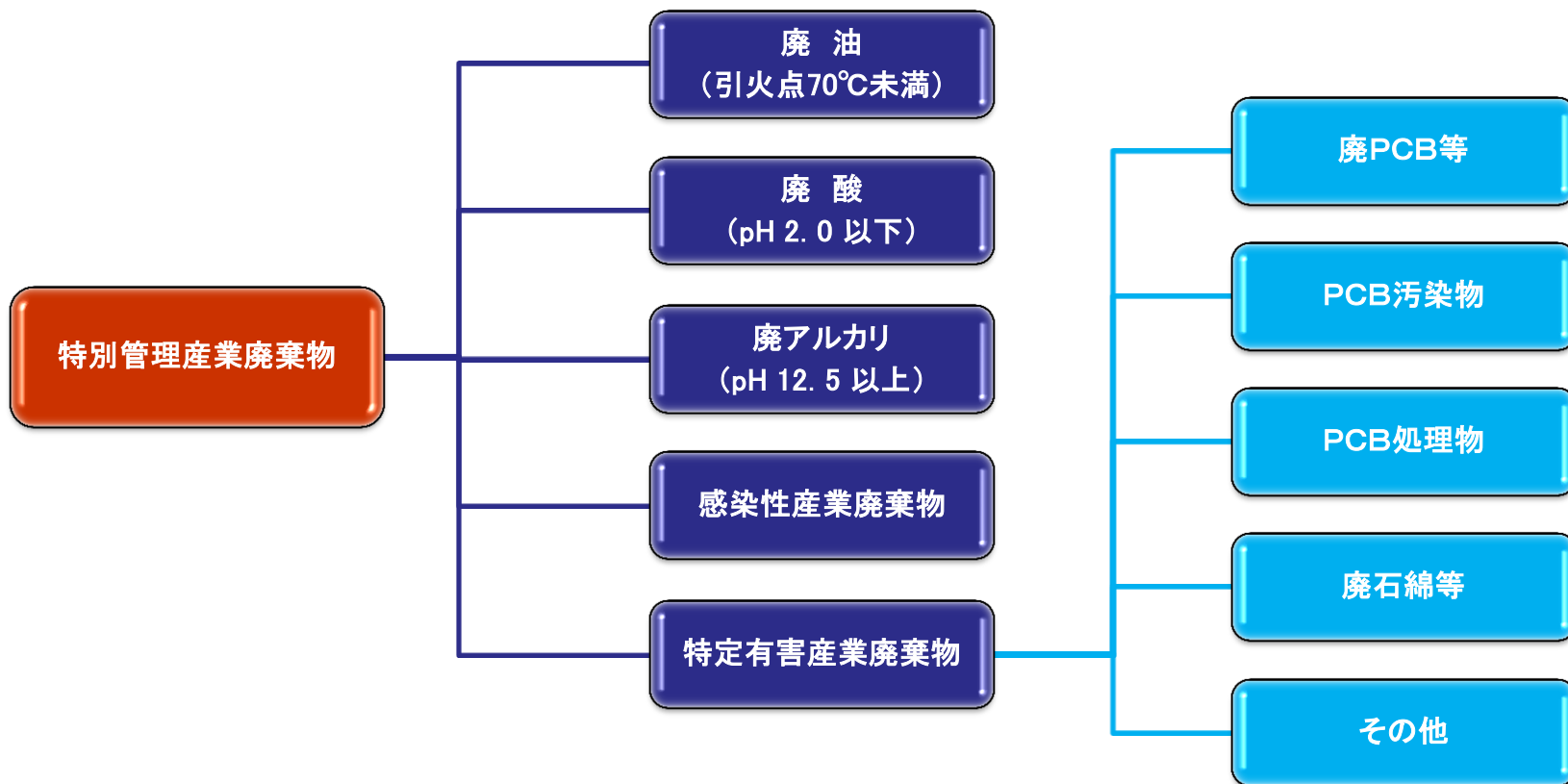
排出者の一例 廃棄物の一例	飲食店など	食品工場
魚や鶏の骨	事業系一般廃棄物	産業廃棄物

特定の業種でなければ産廃にならない！



## 2) 廃棄物の分類

# 特別管理産業廃棄物の分類



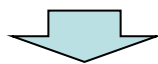


### 3. 廃棄物処理法は どのように変わってきたの？

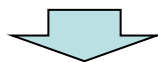
## 制定までの経過

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) の制定

□明治期の伝染病の流行 汚物掃除法 (明治33年)  
日本最初の廃棄物に関する法律



□戦後の廃棄物の増大 清掃法 (昭和29年)



□高度経済成長期の**ごみ問題、公害の発生**  
廃棄物処理法 (昭和45年)

目的：廃棄物の排出を抑制し、適正に処理して、  
生活環境を保全し、公衆衛生を向上させる

### 3) 廃棄物政策はどのように変わってきたの？

## 廃棄物政策の変遷

昭和45年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	公布・施行 (翌年)
昭和51年	委託基準の設定	再委託の禁止 等
平成 3年	特別管理廃棄物の導入とマニフェスト制度の導入	等
平成 4年	廃棄物の輸出入規制	等
平成 6年	シュレッダーダスト等に関する管理型最終処分場での埋立処分の義務化	等
平成 9年	全産廃にマニフェスト制度、投棄禁止違反の罰則強化等	
平成12年	許可取消し要件の追加、野焼き等の禁止	
平成15年	悪質業者の許可取消し義務付け、不法投棄の未遂罪創設	
平成16年	特定処理施設の事故時の届け出義務、罰則の強化	等
平成17年	処理業者のマニフェストの保存義務等制度の強化	等
平成18年	石綿を含む廃棄物に係る規定の整備	等
平成19年	木くずの取扱い区分変更	
平成22年	欠格要件の見直し、収集運搬の許可の合理化、処理困難時の通知、建設廃棄物は元請業者に処理責任一元化	等



### 3) 廃棄物政策はどのように変わってきたの？

## 廃棄物政策の変遷

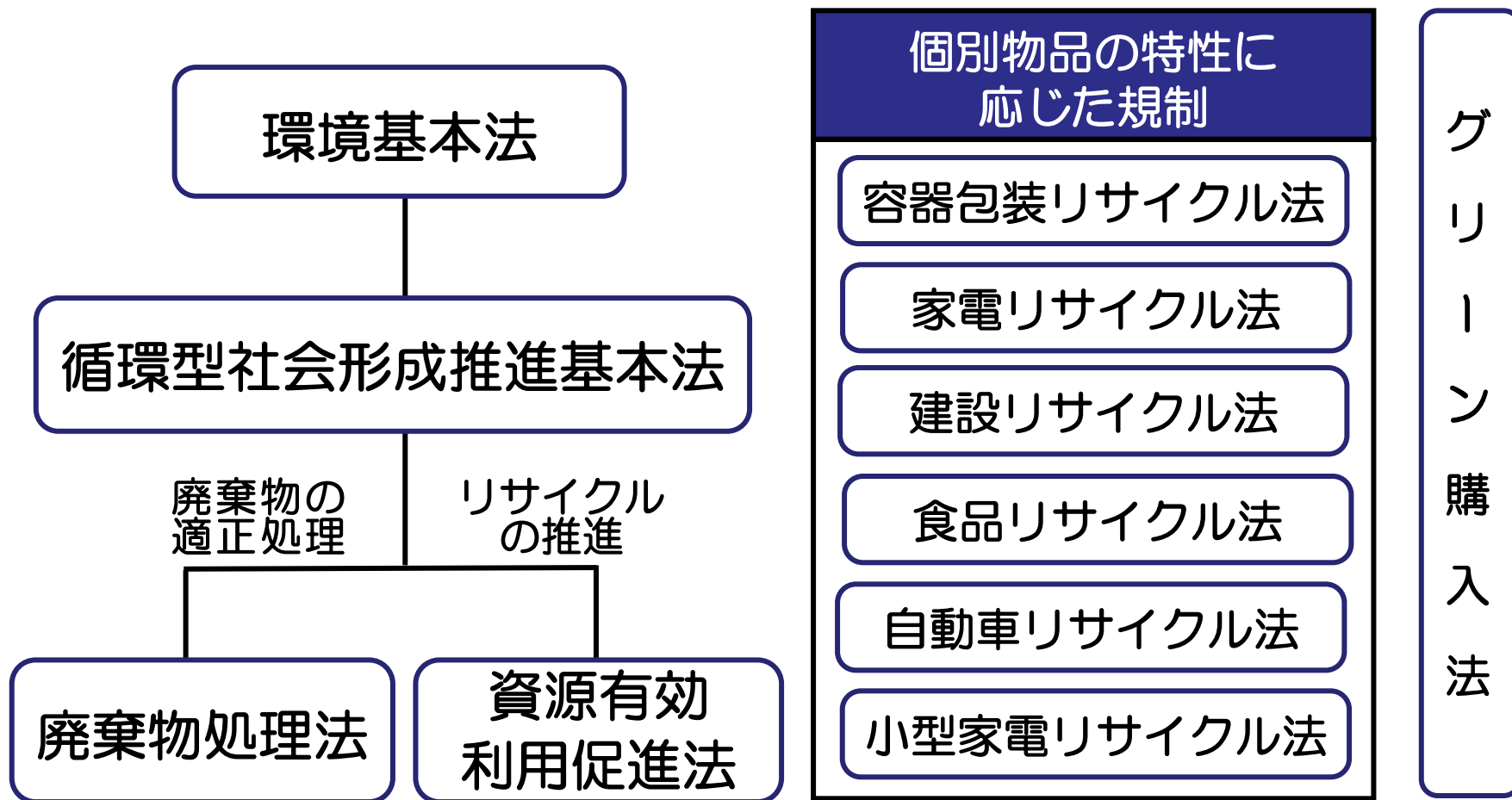
年代	内 容	法律の制定
戦後 ～1950年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境衛生対策としての廃棄物処理</li> <li>・衛生的で快適な生活環境の保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 清掃法(1954)</li> </ul>
1960年代 ～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度成長に伴う産業廃棄物の増大と「公害」の顕在化</li> <li>・環境保全対策としての廃棄物処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 廃棄物処理法(1970)</li> <li>□ 廃棄物処理法改正(1976)</li> </ul>
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設整備の推進</li> <li>・廃棄物処理に伴う環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 広域臨海環境整備センター法</li> <li>□ 浄化槽法(1983)</li> </ul>
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の排出抑制、再生利用</li> <li>・各種リサイクル法制度の構築</li> <li>・有害物質対策廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 廃棄物処理法改正(1991)</li> <li>□ 産業廃棄物処理特定施設整備法</li> <li>■ 環境基本法(1993)</li> <li>□ 容器包装リサイクル法(1995)</li> <li>□ 廃棄物処理法改正(1995)</li> <li>□ 家電リサイクル法(1998)</li> <li>□ ダイオキシン類対策特別措置法</li> </ul>
2000年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成を目指した3R推進</li> <li>・廃棄物処理に伴う環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 循環型社会形成基本法(2000)</li> <li>□ 建設食品リサイクル法(2000)</li> <li>□ 廃棄物処理法改正(2000)</li> <li>□ PCB特別措置法(2001)</li> <li>□ 自動車リサイクル法(2002)</li> <li>□ 産業廃棄物支障除去特別措置法</li> <li>■ 廃棄物処理法改正(2003～2010)</li> </ul>

衛生面の向上

公害・環境

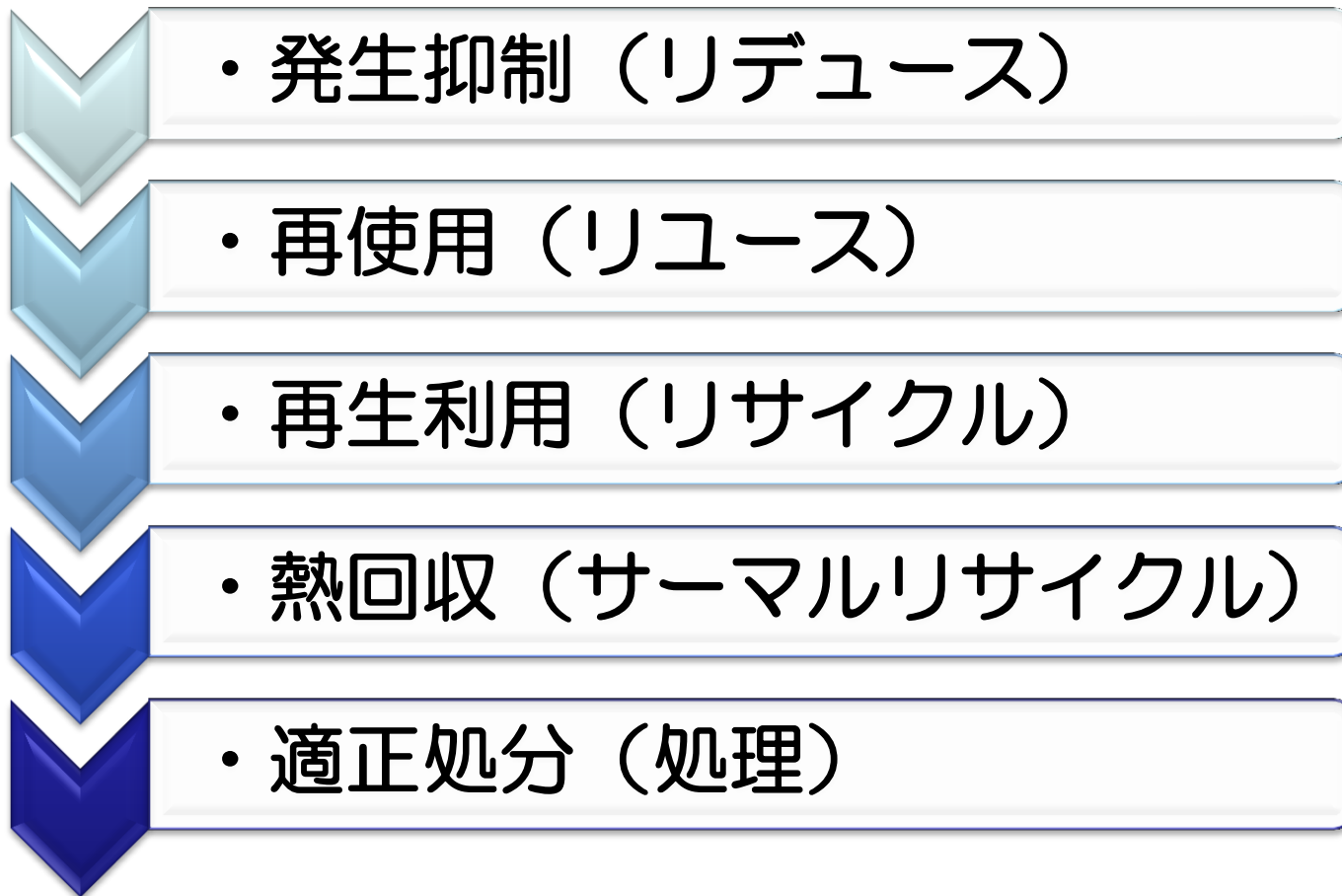
資源リサイクル・循環型社会

## 循環型社会形成のための法体系



## 循環型社会形成推進基本法

- 循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則  
5段階の優先順位





## 4. 廃棄物処理と 排出事業者責任について

## 廃棄物処理の目的

### 廃棄物処理法 第1条（目的）

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

分別

保管

排出事業者

収集

運搬

再生

処分

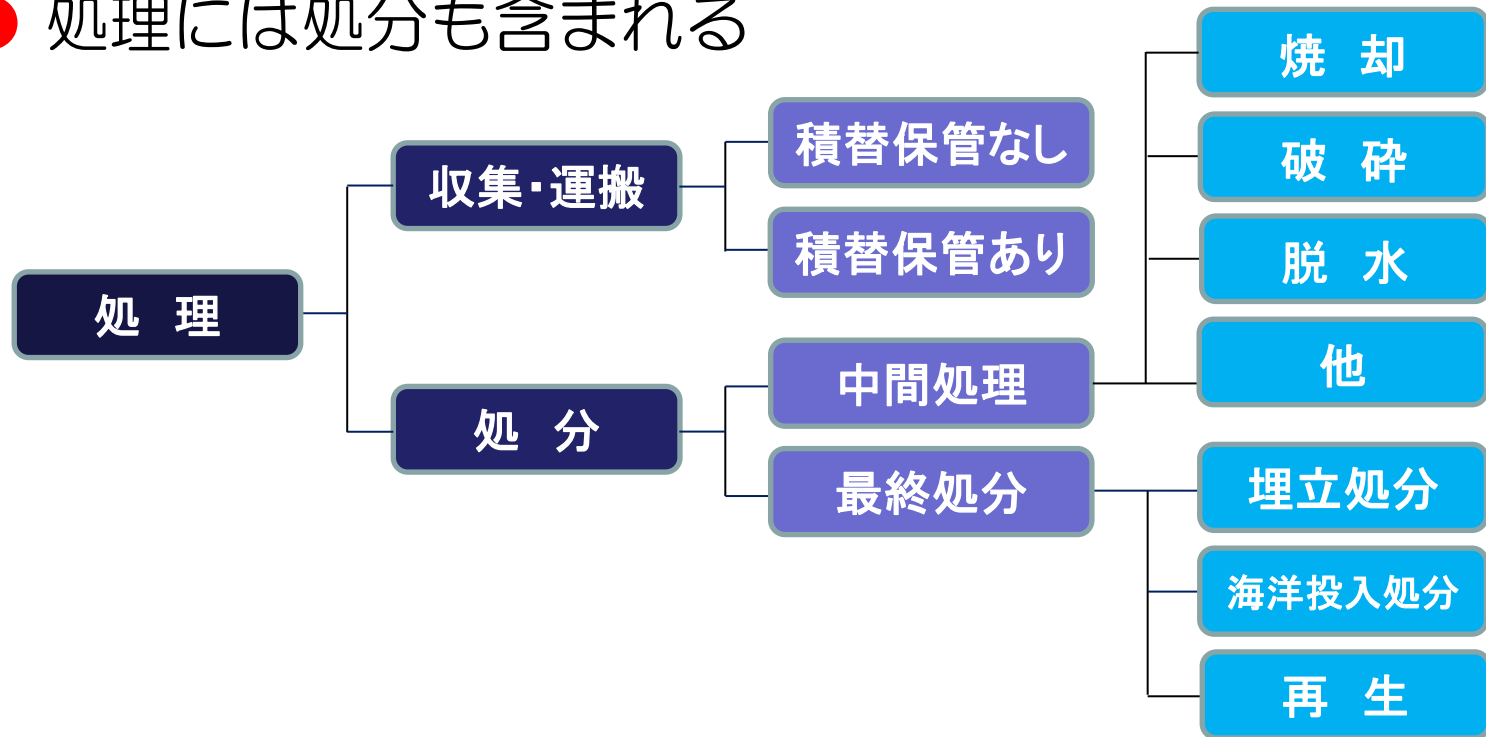
処理業者

## 処理と処分

- 「最終処分＝埋立」ではない

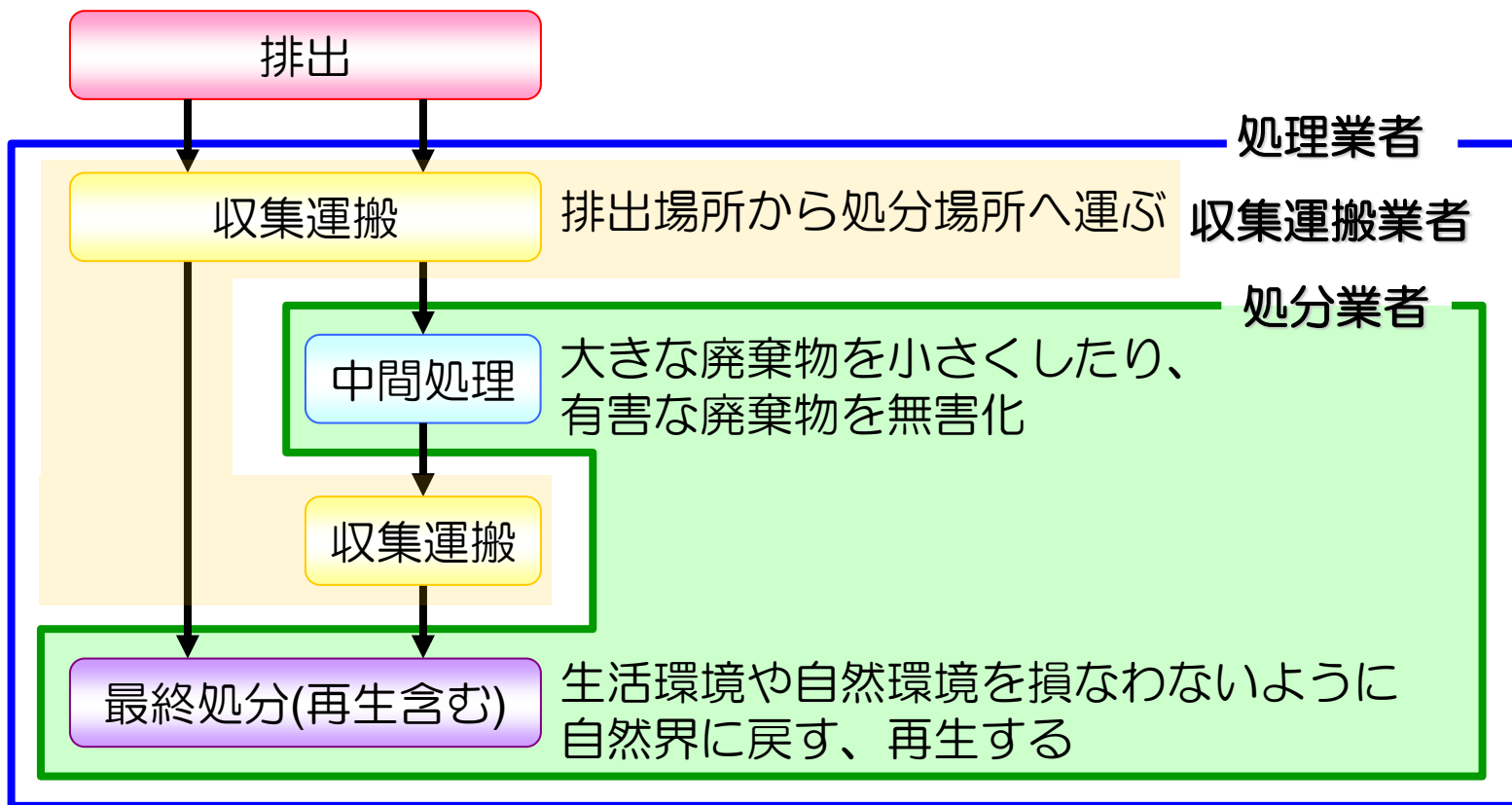
最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう）

- 処理には処分も含まれる



## 廃棄物処理のフロー

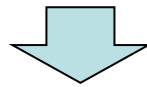
収集運搬、中間処理、最終処分の3つの過程



## 排出事業者の責務

### 廃棄物処理法 第3条（事業者の責務）

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。



- ① 自ら運搬または処分を行う。
- ② 他人に収集運搬又は処分を委託する。

 料金を払い許可業者に委託しても排出事業者責任は委託できない





## 2) 排出事業者責任とは？

### 委託処理する排出事業者の責務

他人に収集運搬又は処分を委託する場合

産業廃棄物の委託基準などを遵守

- 委託予定業者の処理状況を確認
- 排出する廃棄物の性状等の情報を正確に伝える
- 収集運搬、処分の許可業者それぞれに委託する
- 委託契約書は書面で行う
- 産業廃棄物を引渡す時マニフェストを交付し、返送を確認する
- 引渡した廃棄物が適正に処理されたことを確認する
- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出



## 2) 排出事業者責任とは？

参考（制度の理解を一層深める為に）

排出事業者の適正処理確認の努力義務制度と処理業者の役割

### 排出事業者による処理状況確認の努力義務の明確化（22年度法改正）

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（法第12条第7項、第12条の2第7項関係、平成22年改正）



確認する方法として（通知）

- ① 処理施設に直接出向き確認する。
- ② 優良認定を受けた処理業者などが、産業廃棄物の処理状況や施設の維持管理の状況に関する情報を公表している場合には、当該情報により間接的に確認する。

### 処理業者の役割

処理状況や維持管理の状況に関する情報の積極的な公表。

処分業者、保管積替業者 ⇒ 産業廃棄物に係る報告・公表制度により公表（条例）



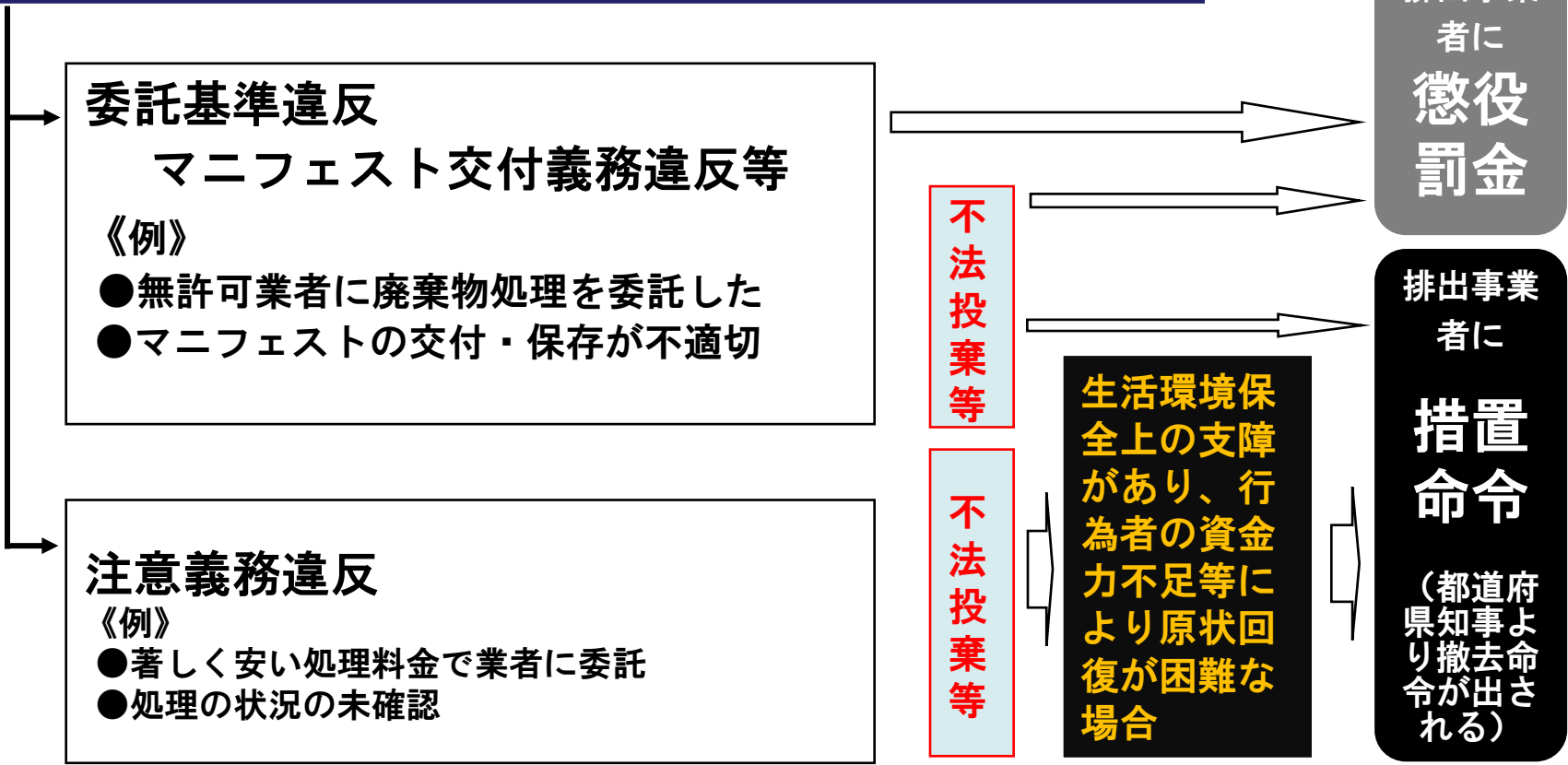
## 2) 排出事業者責任とは？

参考（制度の理解を一層深める為に）

処理業者による不適正処理に伴う排出事業者への措置命令

### 排出事業者責任を果たしていない場合(委託の場合)

処理を委託しても責任を問われることがある



## 2) 排出事業者責任とは？

建設工事における排出事業者と産業廃棄物処理業の許可等

### 建設工事における排出事業者

#### 平成22年法改正 元請業者が排出事業者として責任を有する

※元請業者は、廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、  
又は委託基準に則って適正な処理を委託しなければならない。

#### 例外規定

下請負人が元請業者から書面による請負契約で産業廃棄物の運搬を行うことが定められている場合の例外が可能

(下請負人が不適正な取扱いをした場合は元請負人も責任を負う)

- ①下請負人による建設工事現場内での保管  
⇒保管基準が適用
- ②下請負人による一定の廃棄物についての運搬  
⇒業許可不要、処理基準が適用、マニフェストは元請業者交付
- ③元請業者から委託を受けずに下請負人が行う委託  
⇒元請業者が破産等やむをえない場合など、委託基準が適用

② 下請負人による一定の廃棄物についての運搬  
⇒ 業許可不要、処理基準が適用、マニフェストは元請業者交付



### 《条件》

下記の条件をすべて満たしていることが条件となります。

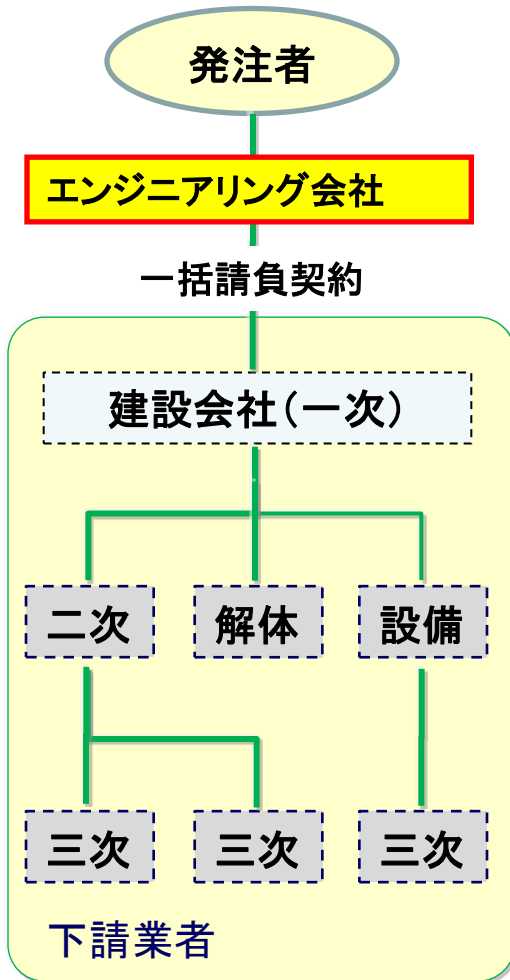
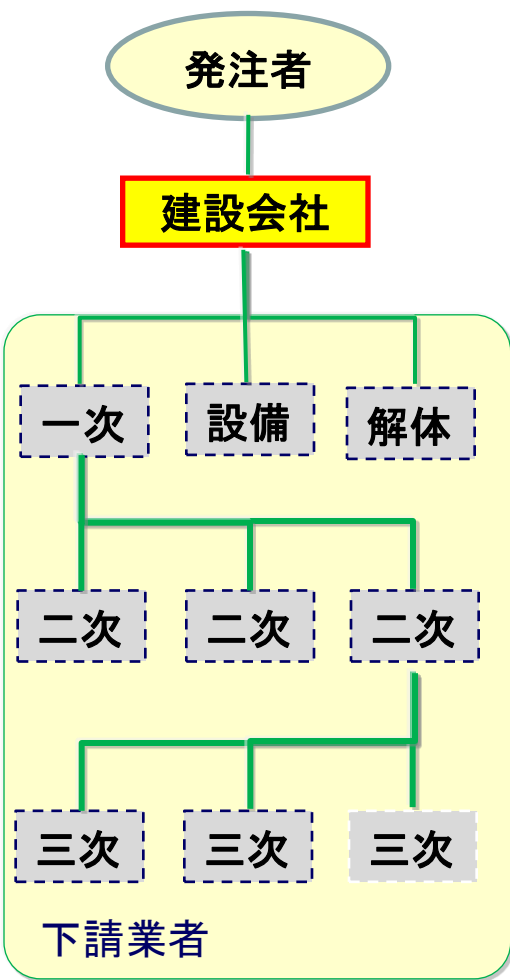
- ① 建設工事（解体工事、新築・増築工事を除く）であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの又は建築物等の瑕疵補修工事で、請負代金相当額が500万円以下であるもの
- ② 特別管理廃棄物でない
- ③ 1回当たりの運搬量が1立方メートル以下
- ④ 排出する事業所の都道府県又は隣接する都道府県で元請業者が所有権を有する施設に運搬
- ⑤ 運搬途中において保管が行われない

## 2) 排出事業者責任とは？

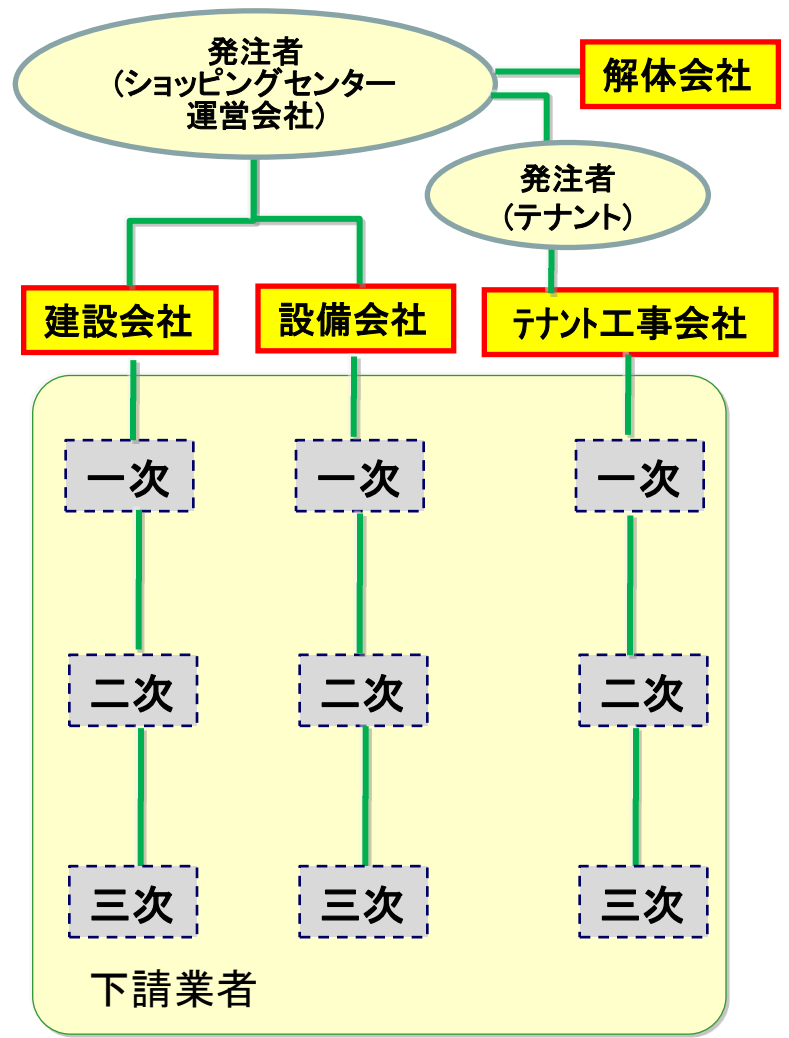
参考（制度の理解を一層深める為に）

### ■ 契約形態による排出事業者の例

排出事業者(元請け)



分離発注

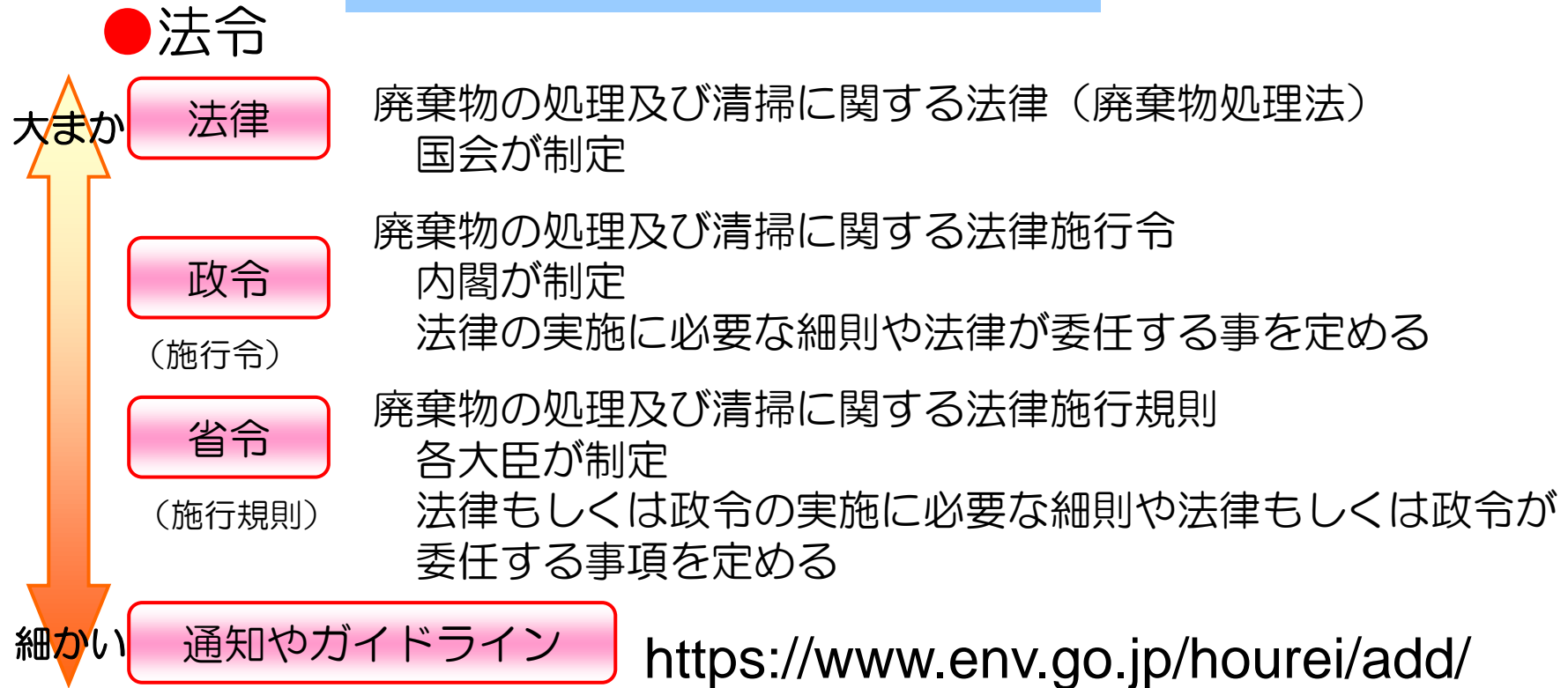




# 5. 法令や条例は どうなってるの？

# 1) 法令や条例の体系

## 体系



### ● 条例・規則

条例

各都道府県や市町村条例  
各自治体が制定  
法律の範囲内で制定

東京都廃棄物条例  
東京都廃棄物規則





### 処理業の許可

- 廃棄物の収集運搬・処分は誰でもできるものではない  
(誰でも受託できるものではない)
- 条件を満たしている業者のみが受託できる  
(許可制度)
- 法令で、許可により事業の範囲(収集運搬 or 処分)と  
取扱うことができる廃棄物の種類を定義
- 都道府県ごと、または政令で定める市ごとに許可
- 許可業者は、一定のルールに従って廃棄物を収集運搬・  
処分する義務あり
- ルール(収集運搬・処分・委託基準等)違反は改善命令  
や罰則あり



## 2) 廃棄物処理法の概要とポイント

# 許可証

- どういう許可が必要なのか考えよう
- 許可を取得するときは広範囲に取っておこう
- 不足の許可は追加取得しよう

平成25年(第1条の2第四) 平成25年 8月30日 25環廃業第9999号  
許可番号 第13-00-999999号

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
氏名 株式会社 東京環境収運  
代表取締役 東京 太郎

産業物の処理及び搬送に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 産廃 次郎

許可の年月日 平成25年 8月30日  
許可の有効年月日 平成30年 8月29日

- 事業の範囲
  - 業の区分  
収集・運搬(積替え保管を除く)
  - 産業廃棄物の種類  
汚泥、高プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物を含む) (以上8種類)
- 積替え保管施設  
\*\*\*\*\*
- 許可の条件  
「産業物の処理及び搬送に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 許可の更新・変更の状況  
平成25年 8月30日 新規許可
- 積替え許可の有無  
\*\*\*\*\*
- 規則第9条の2第5項の規定による許可証の発出の有無 無 (以下余白)



認定番号：\*-\*-\*-\*-\*



## 2) 廃棄物処理法の概要とポイント

# 廃棄物処理法の罰則（抜粋）

廃棄物処理法における罰則一覧表の抜粋（平成23年4月1日施行後）

### 1. 罰則に係る行為及び罰の内容

刑罰	法号	該当する行為
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科	25条	1 無許可で産業廃棄物の処理の業を行った
		3 産業廃棄物処理業者が、事業範囲の変更許可を受けずに業を行った
		5 処分者等が、保管基準、処理基準に適合しない保管・処理を行い、措置命令に違反
		7 産業廃棄物処理業者が、自己名義で他人に業として処理を行わせた
		10 廃棄物処理施設の処理する廃棄物の種類・規模等の変更許可を受けずに業を行った
		13 産業廃棄物処理業者以外の者が、他人の産業廃棄物の処理を受託
		15 廃棄物を処理基準に従わないで焼却

刑罰	法号	該当する行為
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科	26条	1 産業廃棄物処理業者が、再委託基準によらず他人に廃棄物の処理を委託した
		2 産業廃棄物処理施設の改善命令・使用停止命令に違反
		3 無許可で、産業廃棄物処理施設を譲り受け又は借り受け
		6 不法投棄又は不法焼却する目的で、廃棄物を収集運搬



## 2) 廃棄物処理法の概要とポイント

刑罰	法号	該当する行為
6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	29条	1 産業廃棄物処理業者等が、欠格要件に該当した届出をせず、又は虚偽の届出
		2 産業廃棄物処理施設の使用にあたって、使用前検査を受けなかった
		4 運搬受託者が、管理票交付者に管理票の写しの未送付、又は未記載、虚偽の記載
		5 運搬受託者が、処分受託者に管理票を未回付
		6 処分受託者が、管理票交付者に管理票の写しの未送付、未記載、虚偽の記載
		7 運搬・処分受託者が、管理票又はその写しを保存しなかった(5年間保存)
		8 産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして、管理票を交付
		9 運搬・処分受託者が、管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた
		10 運搬・処分受託者が、処理の終了前に、管理票交付者に虚偽の記載をして管理票を送付、又は情報処理センターに終了の報告
		12 運搬・処分受託者が、情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告
		13 運搬・受託者が、管理票及び電子管理票に関して出された措置命令に違反
		14 運搬・処分受託者が、受託した産業廃棄物の適正処理が困難となったときに、排出事業者に通知せず、又は虚偽の通知



## 2) 廃棄物処理法の概要とポイント

刑罰	法号	該当する行為
30万円以下の罰金	30条	1 産業廃棄物処理業者が帳簿を備えず、記載せず、若しくは虚偽の記載、又は保存しなかった
		2 産業廃棄物処理業者が、事業の全部若しくは一部の廃止、変更の届出をせず、又は虚偽の届出
		4 産業廃棄物処理施設の維持管理事項の未記録、又は虚偽記載、又は記録を備え置かず、又は閲覧させなかった
		5 産業廃棄物処理施設を設置している事業者が、事業場ごとに、産業廃棄物処理責任者を置かなかった
		6 廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者が求められた報告をせず、又は虚偽の報告
		7 立入検査や廃棄物の収去を拒み、妨げ、又は忌避した
		8 産業廃棄物処理施設設置者が、技術管理者を置かなかった

- ・廃棄物処理法の罰則のうち、主に処理業者(収集運搬・処分業者)に該当するものを抜粋して掲載しています。このほかに、排出事業者にも該当する罰則もあります。
- ・廃棄物処理法は、度重なる法改正に伴い、罰則が強化されています。日々行っている業務(マニフェストの記載、各種報告等)に関しても罰則がありますので、注意が必要です。
- ・経営者のみならず、実務担当者の行為によっては、罰則が科せられる場合があります。





## 2) 廃棄物処理法の概要とポイント

# 廃棄物処理法の罰則（抜粋）

2 雇い主である法人又は人に係る罰則（当該法人等及び行為者の双方を罰する。）

法第32条\内容	罰則に係る行為者	罰則に係る行為者の行為の内容	雇い主である法人又は人の罰の内容
法人に係る両罰規定	● 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員	● 法人の業務に関し、25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項に該当する違反行為をしたとき	3億円以下の罰金

### 両罰規定の対象となる違反行為

両罰規定の対象となる行為はたくさんありますが、使用者の法人に対し、最高で「3億円以下の罰金」という、非常に重い罰金が科せられる違反には気をつけなければなりません。法人に対し、「3億円以下の罰金」が科せられる原因となる違反行為は、「廃棄物処理業の無許可営業」「廃棄物の不正輸出」「不法投棄」「不法焼却」などです。

特に、「廃棄物の不正輸出」「不法投棄」「不法焼却」の3つの場合は、実際にはそれらの行為をやり遂げていない「未遂」であっても、「既遂」の場合と同様、法人に対し「3億円以下の罰金」が科せられる可能性がありますので、注意しておいてください。



### 許可取消となる欠格要件の対象者、事項とは

<各条項簡略>

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 廃棄物処理法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法（傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合及び結集・脅迫・背任）、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 重大な廃棄物処理法違反又は浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。当該取消が法人である場合には、行政手続法による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。
- 5 廃棄物処理法、浄化槽法野許可の取消しに係る聴聞通知があった日から、その処分を決定する日までの間に産業廃棄物処理業又は浄化槽業務の廃止届出をした者で、5年を経過しないもの
- 6 上記5に規定する期間内に産業廃棄物処理業又は浄化槽業務の廃止届の提出があった場合において、聴聞通知の日前60日以内に当該法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者、又は個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 7 廃棄物処理および浄化槽の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 8 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）
- 9 未成年者の法定代理人が1から8までのいずれかに該当するもの
- 10 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から8までのいずれかに該当する者のあるもの
- 11 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 12 個人で政令で定める使用人のうちに1から8までのいずれかに該当する者のあるもの



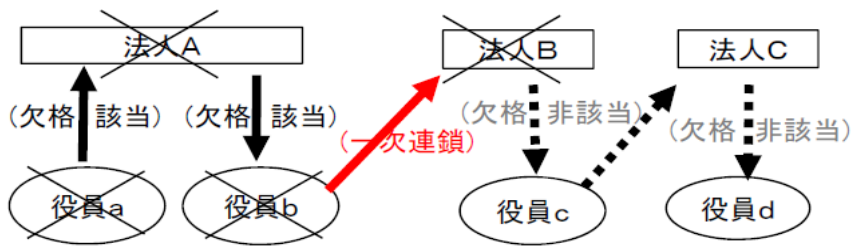
許可取消となる欠格要件の対象者の連鎖とは

22年  
改正法

### ～許可の欠格要件に係る規定の合理化～

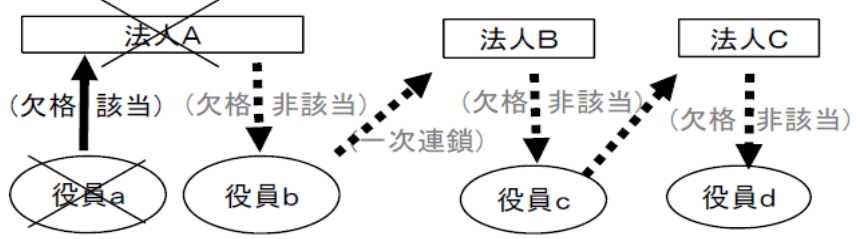
改正後

パターン① 法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合



- 廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合
- 不法投棄等の刑罰が重い違法行為をした場合
  - 暴力団が関与した場合
  - 不正・不誠実な行為をしておそれがある場合
  - 不正手段で許可を取得した場合

パターン② 法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものでない場合



- 廃棄物処理法上の悪質性が重大でない場合
- 道交法等の他法に違反して禁固刑・罰金に処せられた場合
  - 廃掃法中の刑罰が軽い違法行為をした場合
  - 破産した場合 等

出典) 環境省

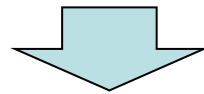




## 6. 保管や処理と その基準とは？

## 保管基準は法令で定められている

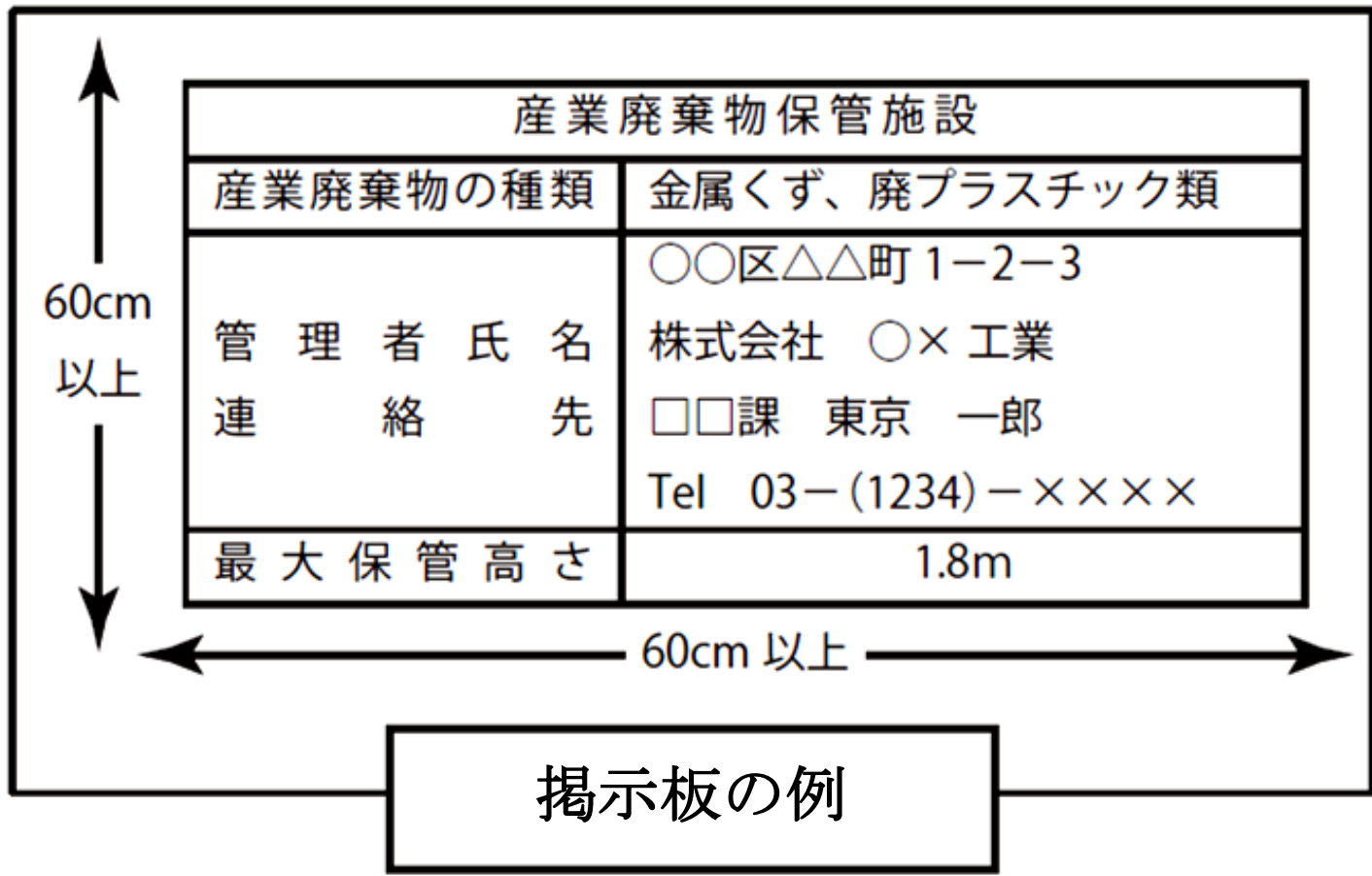
排出事業者は、廃棄物が運搬されるまで  
生活環境保全上支障のないように保管



- 保管場所に囲いや掲示板を設置すること
- 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための処置をすること
- ネズミや害虫が発生しないようにすること
- 特別管理産業廃棄物は、他の廃棄物と混合しないようにすること

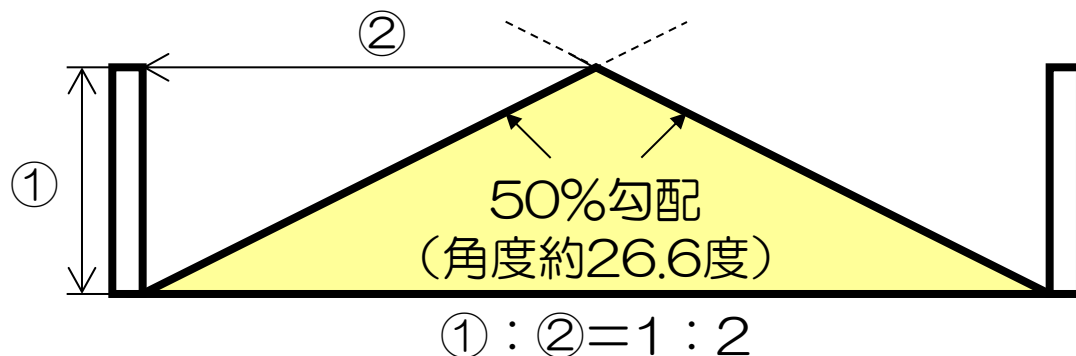
廃棄物の排出抑制、分別、保管

## 保管掲示板（例）

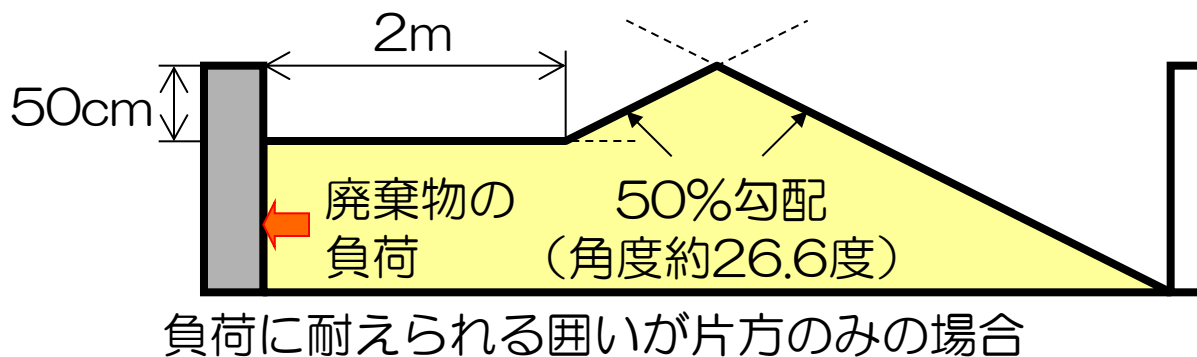


## 高さと角度（容器なしの屋外保管）

- 廃棄物が囲いに接しない場合



- 廃棄物が囲い（廃棄物の負荷が直接かかっても耐えられるもの）に接する場合



負荷に耐えられる囲いが片方だけの場合



## 2) 産業廃棄物の処理と基準

### 収集運搬

- 廃棄物が飛散や流出しないこと
- 悪臭、騒音、振動で生活環境に支障を生じさせないこと
- 運搬車は定められた表示をし、定められた書類を備え付けなくてはならない
- 特別管理産業廃棄物は、他の廃棄物と混合しないようにすること
- 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）やPCB廃棄物は、必ず専用の運搬容器に入れて収集運搬すること



## 2) 産業廃棄物の処理と基準

### 車両表示板

140 ポイント以上（高さ 4.9 cm 以上）

産業廃棄物収集運搬車

（公財）東京都環境公社 許可番号第 001234 号

90 ポイント以上（高さ 3.2 cm 以上）

- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行なう場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。



### 車両に備え付ける書面

- 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

（なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報）

（注）排出事業者自らが運搬する場合も、表示及び書面の備え付け義務があります。



### 積替・保管

- 積替後の運搬先が予め定められていること
- 搬入された廃棄物の量が、積替場所の保管できる量を超えないこと
- 搬入された廃棄物の性状に、変化が生じないように搬出すること
- 廃棄物の保管量は、1日の平均搬出量の7倍を超えないこと

(注)

収集運搬（積替・保管を含む）の許可証に保管量の上限が記載されています。

- 積替保管では、有価物の拾集をすることができる
- 保管、囲い、掲示板等は、産業廃棄物の保管基準によること





## 2) 産業廃棄物の処理と基準

### 積替・保管の掲示板（例）

産業廃棄物 積替・保管施設

許可取得業者名	処理業者名・代表者名	
	本社所在地・電話番号	
	施設の設置場所	
	施設責任者氏名	
保管積替する産業廃棄物名		
最大保管量及び高さ		
許可番号		第13-**-*****号
許可期限		平成 年 月 日～平成 年 月 日
許可条件		許可証に書かれた条件のうち、都が指示したものを記入して下さい。

2m 以上

出典：東京都 中間処理施設事前計画書

※東京都の行政指導では、  
積替・保管施設、中間処理施設の掲示板は縦1m、横2m以上となっています。



### 中間処理や再生

- 廃棄物が飛散や流出しないこと
- 悪臭、騒音、振動で生活環境に支障を生じさせないこと
- 廃棄物の再生や処分は、定められた方法及び構造の施設で行うこと
- 廃棄物の保管量は、1日の処理能力の14倍を超えないこと
- 処理や再生に必要な期間を超えて、廃棄物を保管しないこと
- 保管、囲い、掲示板等は、産業廃棄物の保管基準によること



### 各施設の構造基準・維持管理基準（各施設共通）

- 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること
- 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること
- 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること
- 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないこと
- 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること
- 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有すること



## 2) 産業廃棄物の処理と基準

# 中間処理

＜中間処理＞ 処理施設の設置許可が必要な施設（法第15条・政令第7条）

- 脱水施設（汚泥） 【処理能力10 m<sup>3</sup>/日超】
- 乾燥施設（汚泥） 【処理能力10 m<sup>3</sup>/日超】
- 天日乾燥施設（汚泥） 【処理能力100 m<sup>3</sup>/日超】

- 油水分離施設（廃油） 【処理能力10 m<sup>3</sup>/日超】
- 中和施設（廃酸又は廃アルカリ） 【処理能力50 m<sup>3</sup>/日超】
- 破碎施設（廃プラスチック類）・（木くず又はがれき類） 【処理能力5 t/日超】
- コンクリート固型化施設（有害物質を含む汚泥） 【全ての施設】
- ばい焼施設（水銀又はその化合物を含む汚泥） 【全ての施設】
- 分解施設（汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物） 【全ての施設】
- 分解施設、洗浄施設又は分離施設（PCB廃棄物） 【全ての施設】

（焼却施設）

- （汚泥） 【処理能力5 m<sup>3</sup>/日超、200 kg/時間以上、火格子面積2 m<sup>2</sup>以上】
- （廃油） 【処理能力1 m<sup>3</sup>/日超、200 kg/時間以上、火格子面積2 m<sup>2</sup>以上】
- （廃プラスチック類） 【処理能力100 kg/日超、火格子面積2 m<sup>2</sup>以上】
- （PCB廃棄物） 【全ての施設】
- （その他の産業廃棄物） 【処理能力200 kg/時間以上、火格子面積2 m<sup>2</sup>以上】



### 最終処分（埋立処分）

- 廃棄物が飛散や流出しないこと
- 悪臭、騒音、振動で生活環境に支障を生じさせないこと
- ネズミや害虫が発生しないようにすること
- 埋立処分場所に囲いや掲示板を設置すること
- 廃棄物の種類毎に定めた埋立処分の基準に従うこと

埋立処分場の技術上の基準、維持管理の基準

法令で詳細に設定

法令上も環境保全上も難易度が極めて高い



### 最終処分場

#### 有害物質の有無で3種に区分

##### 安定型

有害物質がない廃棄物のみ ⇒ 展開検査あり

安定5品目

- 廃プラスチック類
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
- がれき類

##### 管理型

有害物質が判定基準以下の廃棄物

##### 遮断型

有害物質が判定基準を超える廃棄物



# 7. 委託とその手続きは どうすればいいの？

# 情報提供不足による事故

平成24年5月、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した。この事故は、産業廃棄物に含まれていた原因物質（ヘキサメチレンテトラミン）が廃棄物処理業者での処理で十分に処理されず、公共用水域に排出され、浄水場で塩素消毒により化学反応がおこり、ホルムアルデヒドが発生したものである。

排出事業者から処理業者へ委託契約する際に、情報伝達が十分でなかったことが原因に挙げられている。



平成25年6月 環境省  
廃棄物情報の提供に関するガイドラインを改定  
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>



## WDS 廃棄物データシートとは

- 廃棄物の性状等の情報不足
- 提供された情報と廃棄物が不一致



事故発生の原因に

### 排出事業者に対して

- 廃棄物を引き渡す際に性状や取り扱う際の注意事項等の情報の提供を義務づけ
- 他の廃棄物との混合を避けるため、保管方法・容器、表示等により管理を徹底
- 有害な化学物質等を含む製品や譲渡に関する安全データシート（SDS）提供も

### 処理業者は

- 有害化学物質や危険物等を含む又は恐れのある汚泥や廃液などの廃棄物処理を受託する場合は、WDSやSDS等の提供を必ず受け、内容を確認すること。
- 製造工程の変化などにより廃棄物の性状や含有物等が変動する場合は、排出事業者から変動情報の提供を遅れることなく受け取り、安全の確保を図ること。
- 搬出・運搬の際には他の廃棄物と混合を避け容器等の表示を確認しながら作業を行うこと。

廃棄物情報の提供に関するガイドライン  
(WDSガイドライン) 第2版(平成25年6月)【環境省】



## 委託処理の原則

- 排出事業者自ら処理が原則
  - できなければ委託処理ができる
  - ただし、基準の遵守が義務
- 処理委託契約の5原則
  - ① 二者契約（排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者）
  - ② 書面で契約
  - ③ 契約書に許可証等の写しを添付
  - ④ 必要な項目を記載
  - ⑤ 5年間保存
- 排出事業者は性状を説明しなくてはならない（WDS：廃棄物データシート）
  - 良く分からないものを受託してはダメ

### 委託契約

- 収集運搬及び処分方法、処理料金、支払方法、引渡方法などを決める
- 契約と違うものは引き取らない  
→ 引き取る際に確認



法が定める排出事業者責任と現実には、ズレがある  
でも、

排出事業者の責任をしっかりと果たせるよう  
サポートしつつ、  
ビジネスに結びつけていく姿勢がとても大切！

### 契約書の作成

法が求める委託契約書の作成方法  
(条文、様式や記入の仕方等)



- 委託契約書の条文（記載事項）や添付書類  
→ 省令で定められている
- 様式や記入の仕方等  
東京都環境局の  
提供するモデル契約書  
→ 必要事項を記入し、  
必要な書類を添付



### 契約書記載事項

#### 収集運搬、処分または再生の共通事項

- ① 廃棄物の種類と数量
- ② 契約の有効期間
- ③ 料金
- ④ 受託者の事業の範囲
- ⑤ 廃棄物の情報
- ⑥ 情報に変更があった場合の伝達方法
- ⑦ 終了時の報告方法
- ⑧ 契約解除時の未処理廃棄物の取扱い方法

### 契約書記載事項

#### 収集運搬のみの事項

- ⑨ 運搬の最終目的地の所在地
- ⑩ 積替保管する場合は、積替や保管場所に関すること

#### 処分または再生のみの事項

- ⑪ 処理施設の所在地、処理方法及び処理能力
- ⑫ 環境大臣の許可を受けた輸入廃棄物である場合は、その記載
- ⑬ 埋立処分する場合は、最終処分場の所在地、最終処分方法及び処理能力

含有マーク（JIS C0950）とは

### ① 背景

有害物質を含有するパソコン等の製品については、含有マーク等による表示が義務（資源有効利用促進法 平成18年7月）

### ② 廃棄物処理法 委託基準

排出事業者は、処理を委託する産業廃棄物の性状等廃棄物情報を委託契約の中で処理業者に提供することとなっているが、平成18年の改正で、提供すべき廃棄物情報に「含有マーク」が貼付されている旨が追加された。

### ③ 対象廃製品 平成18年7月以降に製造されたものに限る

- ・ 廃パーソナルコンピュータ
- ・ 廃ユニット形エアコンディショナー
- ・ 廃テレビジョン受信機
- ・ 廃電子レンジ
- ・ 廃衣類乾燥機
- ・ 廃電気冷蔵庫
- ・ 廃電気洗濯機

### ④ 対象有害物質

- ・ 鉛又はその化合物
- ・ 水銀又はその化合物
- ・ カドミウム又はその化合物
- ・ 六価クロム化合物
- ・ ポリブロモビフェニル（PBB）
- ・ ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）



含有マーク（JIS C0950）



8. マニフェストって  
なんだろう？



## マニフェストとは

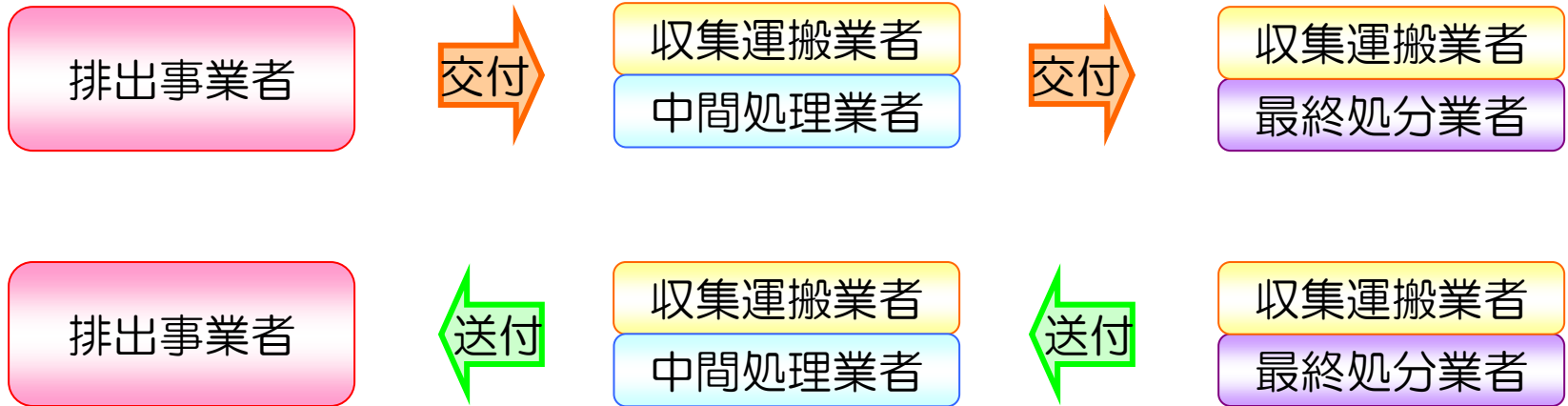
- 廃棄物の処理が適正に実施されたか確認するための書類
- 排出事業者は、マニフェストを作成して、「委託した廃棄物が適正に処理されたか」確認する義務あり
- 紙マニフェスト：  
複写式の紙伝票を利用
- 電子マニフェスト：  
情報処理センターに情報登録
- 直行用（7枚複写）：  
処分業者に直接運搬する場合
- 積替用（8枚複写）：  
積み替えが行われる場合
- 排出事業者が購入



## 排出事業者とマニフェストの関係

一次マニフェスト

二次マニフェスト



- 排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者間でやりとりするものが、一次マニフェスト
- 中間処理業者、収集運搬業者、最終処分業者間でやりとりするものが、二次マニフェスト

(写真出典：(株)東亜オイル興業所、松田産業(株)協力)

## 記載・押印

- 一次マニフェストは、排出事業者に作成・交付義務  
二次マニフェストは、中間処理業者が処分委託者として作成
  - ① 誰が
  - ② どのような廃棄物を
  - ③ どのように取り扱うか
  
- 確認することは？ — 記載内容
  - ① 排出事業者の氏名及び事業場の名称、所在地
  - ② 廃棄物の種類、数量
  - ③ 収集運搬業者の氏名または名称、所在地
  - ④ 処分業者の氏名または名称、所在地
  - ⑤ 最終処分業者の氏名または名称、所在地

## 取扱い

- 何を排出事業者に残す？何を持ってくる？  
記載事項を確認したら

残すもの

「A票」（排出事業者の控え）のみ

持ってくるもの

「A票」以外の全て

「A票」は、排出事業者が5年間保存しなければならない。

- 処理業者は、収集運搬や処分が終了したら10日以内にマニフェストを送付

① いつ完了したか記載

② 押印

●排出事業者は、マニフェスト交付の日から90日以内に「B2票」及び「D票」（積替用の場合、「B2票」「B4票」「B6票」及び「D票」）の返送確認をし、マニフェスト交付の日から180日以内に「E票」の返送確認をしなければならない。

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）記載事項

マニフェストの例（全国産業廃棄物連合会）

**産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票**

交付年月日 平成 (省略) 年 月 日	交付番号 00 (省略) 000	管理番号 000	交付担当者 氏名 網田太郎
事業者 (排出者) 氏名又は名称 〇〇株式会社	住所 〒 東京都港区〇〇	名称 〇〇株式会社東京本社	所在地 〒 東京都千代田区〇〇
産業廃棄物 種類 (普通の産業廃棄物)	数量、荷姿 委託する数量や荷姿を記入します。	数量 (及び単位) 6袋	荷姿 フレコン
<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器 (ず) <input type="checkbox"/> 1400 紙さい <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号産業物 <input type="checkbox"/> 2000 動物系飼料不要物 <input type="checkbox"/> 2100 強アルカリ <input type="checkbox"/> 2210 強アルカリ (有害) <input type="checkbox"/> 2220 ばいじん (有害) <input type="checkbox"/> 2300 感染性産業物 <input type="checkbox"/> 2400 PCB等 <input type="checkbox"/> 2410 PCB等 <input type="checkbox"/> 2421 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 2422 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 2423 紙さい (有害)	産業廃棄物の名称 廃フィルム	処分方法 破砕・圧縮
中間処理業者 管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) <input type="checkbox"/> 経簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当票記載のとおり	最終処分場所 名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当票記載のとおり	運搬業者 (運搬受託者) 氏名又は名称 △△株式会社	運搬先の事業場 (処分事業者) 名称 〇〇株式会社 千葉工場
運搬受託者 産業廃棄物を運搬する業者の名称・住所を記入します。	住所 〒 東京都中野区△△	所在地 〒 千葉県千葉市〇〇	電話番号 電話番号
処分受託者 産業廃棄物を処分する業者の名称・住所を記入します。	氏名又は名称 □□株式会社	住所 〒 東京都中央区〇〇	名称 〇〇株式会社
住所 〒 東京都中央区〇〇	電話番号 電話番号	所在地 〒 電話番号	電話番号 電話番号
委託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)	積替え又は保管 産業廃棄物を運搬途中で積替え処分する業者の名称・住所を記入します。積替えを行わない場合は斜線にします。	数量 (及び単位)	数量 (及び単位)
運搬の受託 収集運搬業者が記入しますので、排出事業者は記入しません。	積替え又は保管 産業廃棄物を運搬途中で積替え処分する業者の名称・住所を記入します。積替えを行わない場合は斜線にします。	数量 (及び単位)	数量 (及び単位)
発行元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会	発行元: 公益社団法人 全国産業廃棄物連合	数量 (及び単位)	数量 (及び単位)

**事業者 (排出者)**  
排出事業者の名称・住所を記入します。

**産業廃棄物**  
産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックマークを入れます。

**運搬受託者**  
産業廃棄物を運搬する業者の名称・住所を記入します。

**処分受託者**  
産業廃棄物を処分する業者の名称・住所を記入します。

**交付担当者**  
交付した担当者の氏名を記入します。

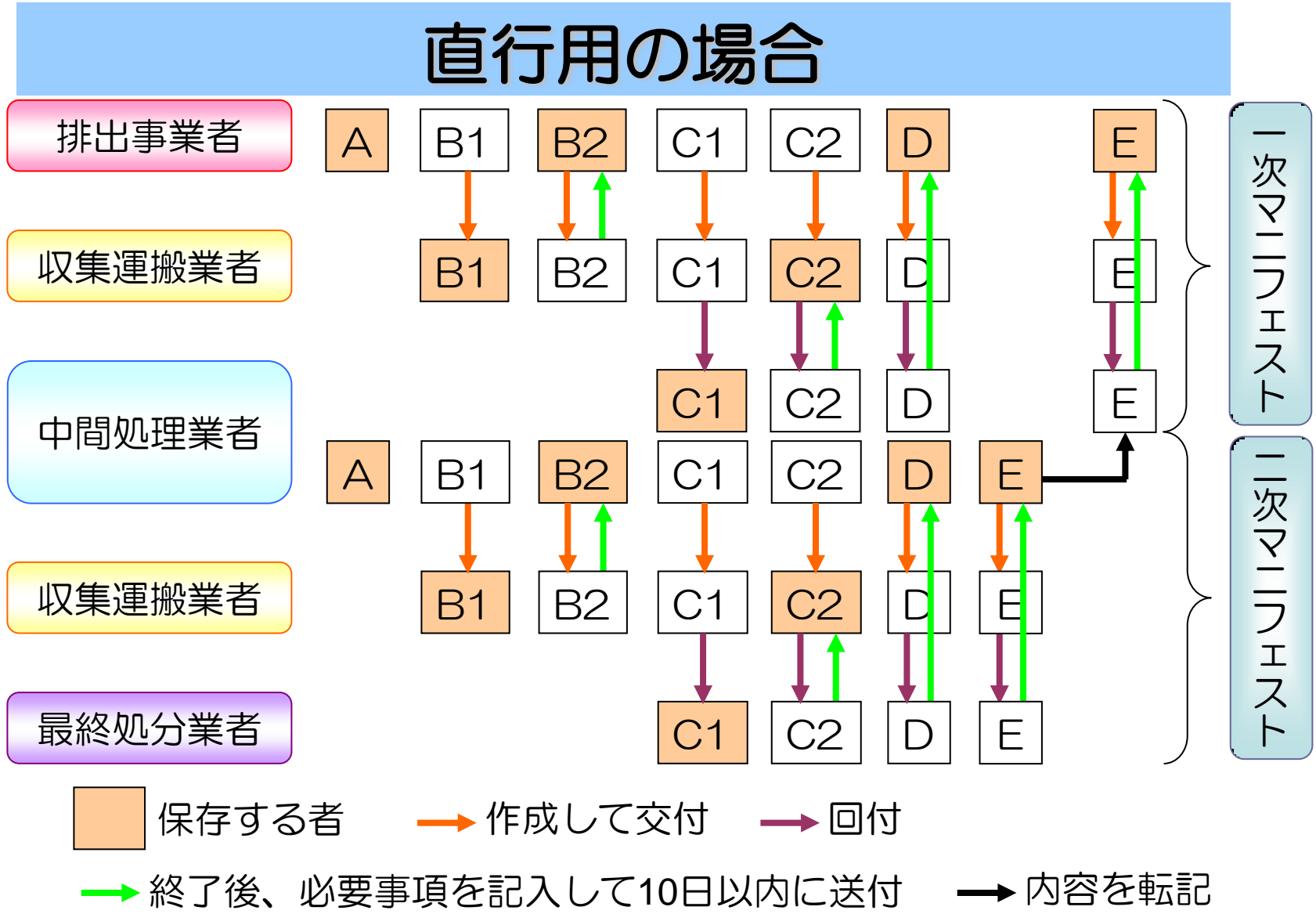
**事業場 (排出事業場)**  
実際に排出する名称・所在地を記入します。

**中間処理産業廃棄物**  
ここは、記入不要です。斜線にします。(二次マニフェストの場合に使用)

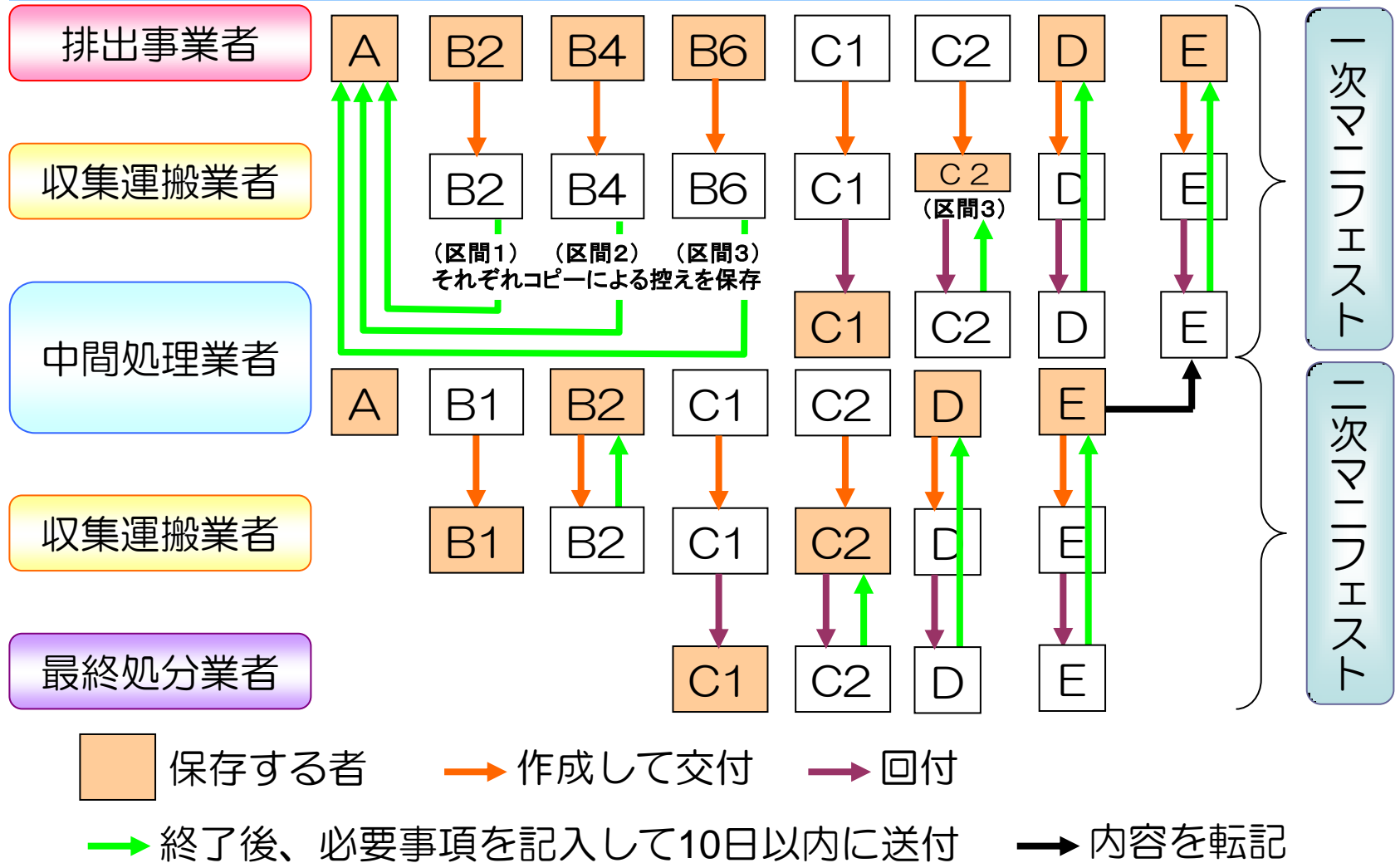
**最終処分の場所**  
「委託契約書記載のとおり」をチェックするか、産業廃棄物が最終処分される処分場の名称・所在地・電話番号を記入します。

**運搬先の事業場 (処分事業場)**  
産業廃棄物が搬入される処分業者の処分場の名称・所在地を記入します。(中間処理を行う場合は中間処理業者の処分場の名称・所在地を記入します)

## 2) マニフェストの流れ



## 積替用の場合（一次マニフェストのみ）







# 電子マニフェスト制度

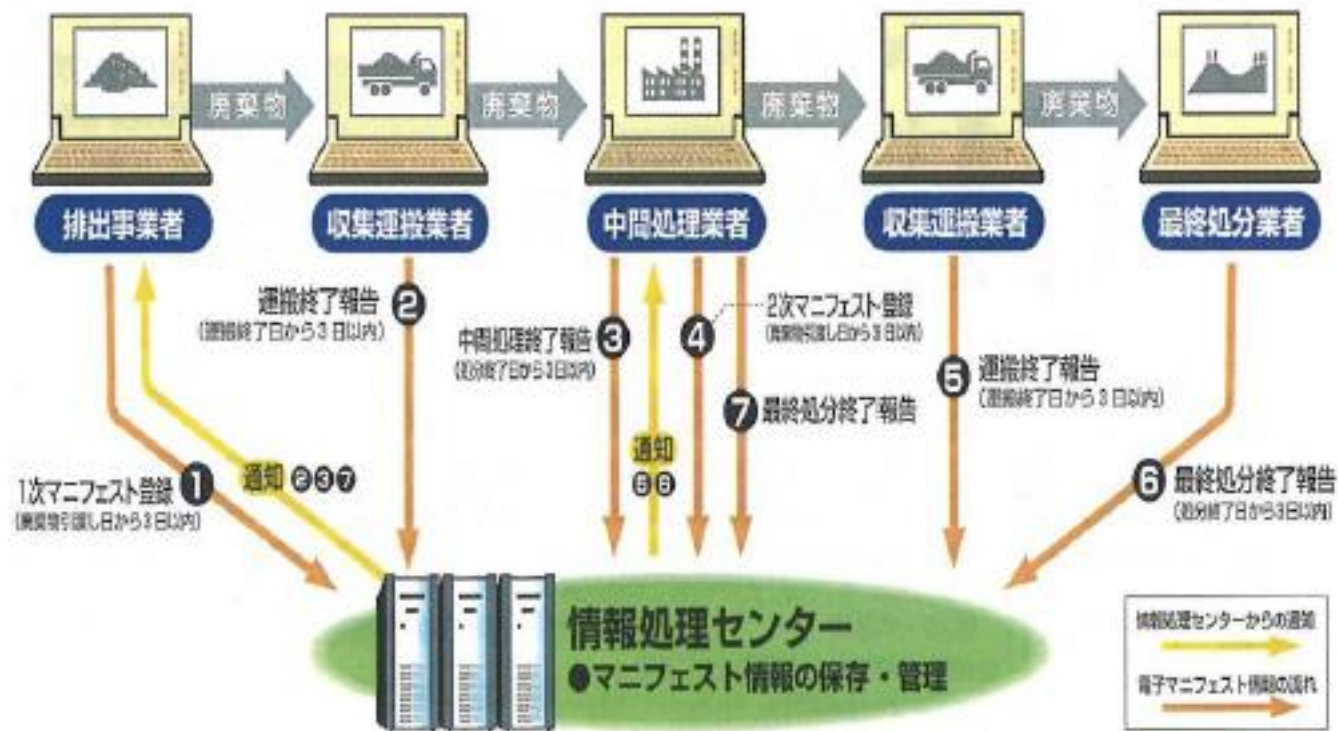
	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない（以下同様）	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	1.運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 2.処分終了報告：D票とA票を照合して確認 3.最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
	マニフェストの保存	<u>マニフェストの保存が不要</u> （情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	1.交付したマニフェストA票を5年間保存 2.収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、 <u>報告が不要</u>	都道府県・政令市に自ら報告
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したB2票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	<u>マニフェストの保存が不要</u> （情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	処分業者より送付されたB1票、C2票を5年間保存
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	<u>マニフェストの保存が不要</u> （情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	C1票を5年間保存

【出典：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 資料】





## 電子マニフェストの流れ



**都道府県・政令市への報告**  
 情報処理センターは、都道府県・政令市より電子マニフェスト情報に関する報告を求められた場合、その情報を当該都道府県・政令市に報告します。  
 (廃棄物処理法第18条第1項に関する報告)

出典: 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター



# 帳簿とは

- 日々の産業廃棄物処理業務を計画的に履行し、その結果を正確に把握するための書類（様式は定められていません）。
- 帳簿の記載事項と記載期限
  - ・ 産業廃棄物の種類ごとに
  - ・ 事業区分に応じて必要な記載事項を
  - ・ 所定の期限までに記載する。
- 帳簿の備付け・閉鎖・保存義務の内容
  - ① 事業場ごとに備付ける
  - ② 1年ごとに閉鎖する
  - ③ 5年間保存する



## 4) 帳簿の作成・保存

# 帳簿の記載事項と記載期限

### 《収集・運搬を行う場合》

記載事項	記載期限
収集又は運搬年月日	翌月末まで
交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	マニフェストが交付された日から10日以内
受入先ごとの受入量	翌月末まで
運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	翌月末まで
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	翌月末まで

### 《処分を行う場合》

記載事項	記載期限
受入れ又は処分年月日	翌月末まで
交付又は回付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	マニフェストが交付された日から10日以内
受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	翌月末まで
処分した場合には、処分方法ごとの処分量	翌月末まで
処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く)後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量	翌月末まで



## 4) 帳簿の作成・保存

### 《運搬を委託する場合》（中間処理業者が委託する場合、2次マニフェスト）

記載事項	記載期限
委託年月日	翌月末まで
受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
交付したマニフェストごとの交付年月日、交付番号	廃棄物の引渡しまで
運搬先ごとの委託量	翌月末まで

### 《処分を委託する場合》（中間処理業者が委託する場合、2次マニフェスト）

記載事項	記載期限
委託年月日	翌月末まで
受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
交付したマニフェストごとの交付年月日、交付番号	廃棄物の引渡しまで
交付したマニフェストごとの、交付又は回付されて受け入れた産業廃棄物に係るマニフェストの交付者（排出事業者）の氏名又は、名称、交付年月日、交付番号	廃棄物の引渡しまで
交付したマニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物に係る施行規則第8条の31の2第3号の規定による通知に係る処分を委託した者（排出事業者）の氏名又は名称、登録番号	廃棄物の引渡しまで
受託者ごとの委託の内容及び委託量	翌月末まで



## 4) 帳簿の作成・保存

# 帳簿の記入例

収集運搬業(積替・保管ありの場合)

産業廃棄物の種類	収集又は運搬年月日	管理票交付者の氏名・名称 交付年月日 交付番号	受入量	運搬方法 運搬先・運搬量	積替え・保管場所からの搬出量
がれき類	H24.4.1	〇〇(株)産廃 太郎 H24.4.1 第〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号	4t	4tダンプ □□(株)積替え保管施設 運搬量4t	
がれき類	H24.4.2	〇〇(株)産廃 次郎 H24.4.2 第〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号	4t	4tダンプ □□(株)積替え保管施設 運搬量4t	
がれき類	H24.4.3 (搬出日)			10tダンプ ◎◎(株)中間処理場 8t	搬出量8t

※電子マニフェストを利用しても帳簿は必要です。

※紙マニフェスト又は電子マニフェストの受渡確認票若しくはダウンロードデータが帳簿の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存することで帳簿の記載・備付けに代用できます。



## 9. 作業時の安全確保や 事故時の対応が大切ですよ！

## 安全確保のために

- 作業手順の確認  
手順書や作業フローを作成して確認
- 危険予知（KY）、リスクアセスメント、安全確認  
危険な作業や場所を予知、措置を検討して実施  
安全が確保されているか確認して作業
- 身を守る道具の準備と保護具の着用  
予め必要な道具を準備して、確実に使用  
必ず保護具を着用してから作業
- 道路交通法の遵守  
法律を守り安全運転
- 日常点検や事例に学ぶ予防保全  
日常点検で事前に不具合を発見、修理  
過去の作業や事故などの事例を参考に点検

# まず、避難！！

- 収集運搬時の事故・故障時
  - ① 安全な場所へ避難
  - ② 交通事故の場合は負傷者の手当て、現場の安全確保、警察への通報
  - ③ 上司へ報告、指示に従う
- 処分場での事故・故障時
  - ① 安全な場所へ避難
  - ② 処分場責任者へ報告、指示に従う
  - ③ 上司へ報告

緊急時対応マニュアルや  
応急措置器具の準備

あることを確認しよう！

訓練しよう！





# 10. 東京都及び国の取組み

## 基本的な考え方

### 「持続可能な資源循環型都市の構築」

<長期ビジョンで示した目標>

- 一般廃棄物のリサイクル率の向上

⇒2024年までに35%に高める

(参考) 2000年の値：17%、2012年の値：23%

- 都内で発生する廃棄物の最終処分量の削減

⇒2024年までに2012年度比19%削減

(参考) 2012年の値：2000年比63%減

東京都長期ビジョン(平成26年12月公表)

## 東京が進める これからの資源循環施策の方向性

これまで進めてきた廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）施策を土台に、最終処分量の削減とともに、資源採取の段階も考慮した持続可能な資源利用を進める施策を推進

### 優先的に取り組む必要がある課題（3つの柱）

- 資源ロスの削減
  - …食品ロスの削減、使い捨て型ライフスタイルの見直し
- エコマテリアルの利用の促進
  - …持続可能な木材利用
- 廃棄物の循環利用の更なる促進
  - …事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり
  - …廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止



平成27年度  
「持続可能な資源利用」  
に向けたモデル事業を  
6件採択・実施

### 制度の目的

- ① 排出事業者に対して信頼できる処理業者情報として提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理・資源化の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理とリサイクルビジネスの発展

- ◆ 正式名称 産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度
- ◆ 認定制度開始時期 平成21年10月～

## 2) 東京都優良性基準適合認定制度(東京都の制度)

### 制度の特徴

- ①事業の内容や取組状況に応じた2つの認定区分
  - ・産廃エキスパート (業界のトップランナー)
  - ・産廃プロフェッショナル (業界の中核的な役割を担う優良業者)
    - ・専門性 (感染性廃棄物)
- ②信頼度や環境に配慮したより高度な取組を総合評価
  - ・評価項目  
「遵法性」 「安定性」 「先進的な取組」
  - ・審査方法  
書類審査 契約書、マニフェスト、帳簿等  
現地審査 経営者面談、作業実態、施設管理等
- ③評価委員会を設置し公平・公正に評価・認定
- ④認定証等を交付 認定ロゴマーク使用

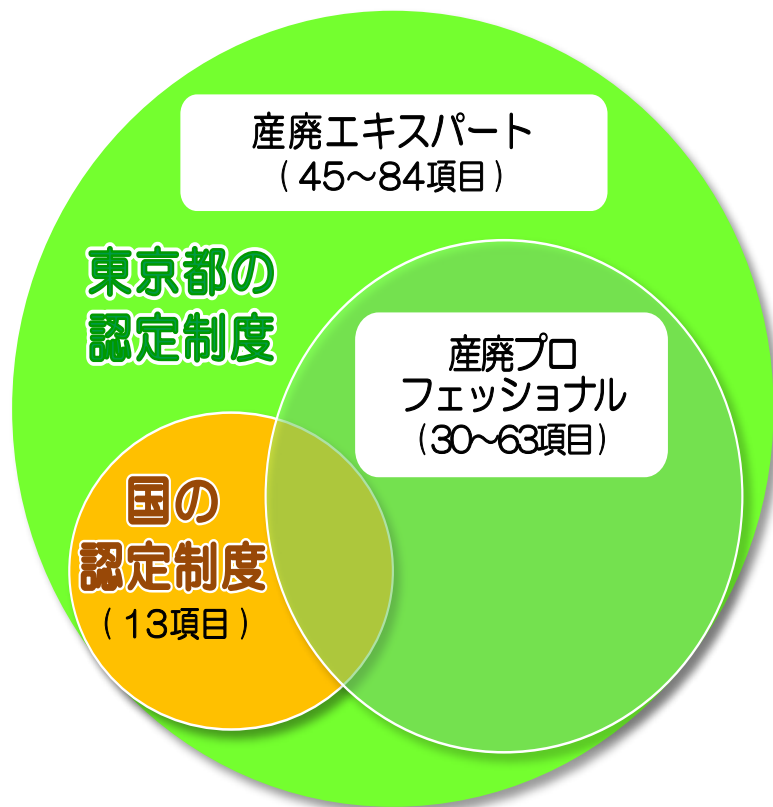


《基本デザインの例》



## 2) 東京都優良性基準適合認定制度（東京都の制度）

# 優良性基準適合認定制度（東京都）と 優良産廃処理業者認定制度（国）の主な相違点



評価項目の概念図

評価項目	東京都	30～84項目(必須9～16項目) (一定基準を満たす事)
	国	13項目(全てが必須項目)
審査	東京都	書面審査・現地審査
	国	書面審査
認定期間	東京都	更新：3年
	国	7年間

### 産廃エキスパートの先進的な取組例

#### ○地球温暖化対策に係る計画書又は報告書の作成・提出

- ・年間のエネルギー使用量原油換算1500kl以上
  - …総量削減と排出量取引制度(第2計画期間、15~17%の削減義務)
- ・年間のエネルギー使用量原油換算1500kl未満
  - …地球温暖化対策報告書制度、無料省エネ診断の受診

#### ○認証取得

- ・ISO14000又はエコアクション21等の認証を取得
  - エコアクション21(平成27年度から改訂検討⇒29年度改訂版公開予定)

#### ○企業の社会的責任体制

- ・環境に関する基本方針を定め、環境報告書やCSR報告書を作成

#### ○技術の開発・研究

- ・先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究、または実務での改善、創意工夫を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。

## 2) 東京都優良性基準適合認定制度(東京都の制度)

### 優良性基準適合認定制度のお問い合わせ・お申込み先

#### ○優良性基準適合認定制度事業

ご希望の方には、平成28年度申請説明会のお知らせをお送りしますので、アンケートに希望の有無をご記入ください。

(公財)東京都環境公社 優良性認定評価室

TEL:03-3644-1381 FAX:03-3644-2260

#### ○産業廃棄物処理業経営改善支援モデル事業

今後、都の優良性基準適合認定制度に新規申請を予定している事業者に、中小企業診断士を派遣し、認定取得に向けたアドバイスや経営改善支援を行います。(無料)

(公財)東京都環境公社 環境事業部環境事業課

TEL : 03-3634-4030 FAX : 03-3644-2260

E-mail : sanpaik@tokyokankyo.jp





### 3) 産業廃棄物処理業の環境に配慮した取組 (温室効果ガスの削減)

## 廃棄物処理施設の省エネ対策成功例

### ○省エネルギー診断 (無料)

東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京) の技術専門員が、直接事業所にお伺いして、電気やガス等の使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的な助言を行います。これまでの**診断実績約2,400件!**

## 廃棄物処理施設の省エネ診断は、33件実施!

●平均光熱水費  
年間約1,300万円



●平均削減金額  
約150万円の経費削減  
(運用改善:約50万円、設備改善:約100万円)



公益財団法人 東京都環境公社

**クール・ネット東京**  
東京都地球温暖化防止活動推進センター

(省エネ診断のお問い合わせ・お申込は)  
クール・ネット東京 省エネ推進チーム

**TEL 03-5990-5087**

### 3) 産業廃棄物処理業の環境に配慮した取組 (温室効果ガスの削減)

提案事例:【エネルギーの計測・管理】契約電力の見直し

年間削減金額

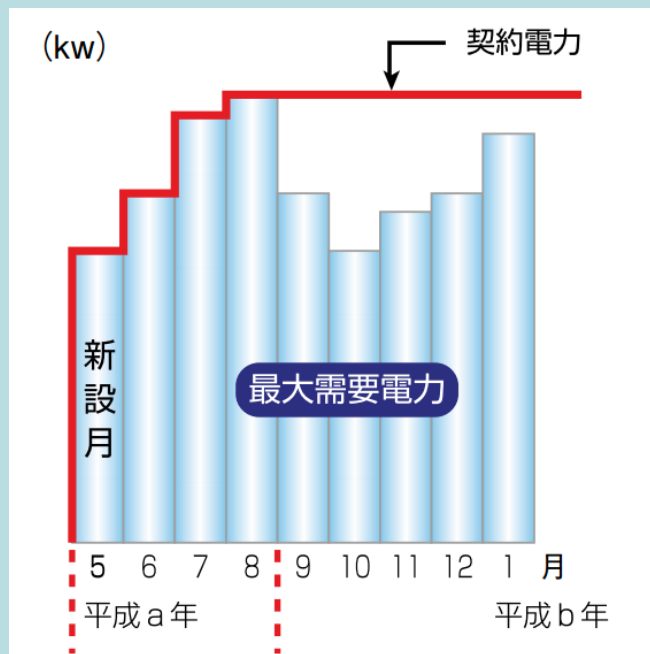
約15.0万円

※「デマンド監視装置の有効活用」を提案したA事業所の年間削減金額

## ○提案事例

### 【現状の課題】

最大電力が127kWとなっている。



### 【対策】

最大電力を10kW低減し、117kWとする。

- 始業時に設備の同時起動を避ける。
- デマンドが発生しそうな場合は、予め停止する設備を決定する。
- デマンド監視装置の設置を検討する。



# 3) 産業廃棄物処理業の環境に配慮した取組(温室効果ガスの削減)

提案事例:【コンプレッサ】吐出圧力の調整

平均年間削減金額

約7.0万円

## ○提案事例

※「吐出圧力の調整」を提案した5事業所の平均年間削減金額

### 【現状の課題】

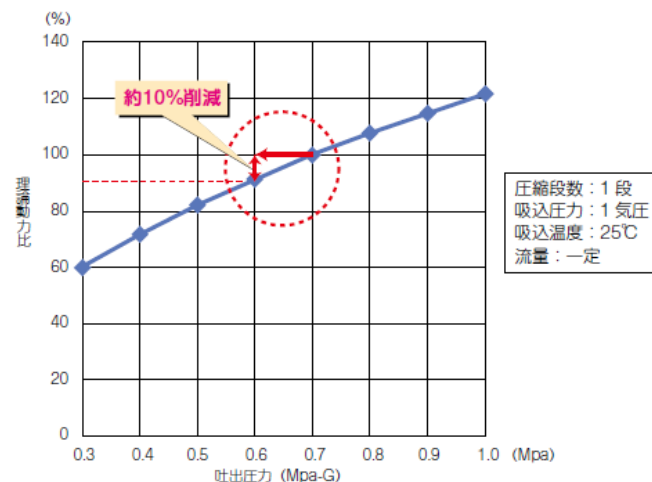
吐出圧力0.7MPaに設定されている。



### 【対策】

吐出圧力0.1MPa下げ、0.6MPaに設定する。

図Ⅲ-9-1 コンプレッサの吐出力と消費動力(理論動力比)



(クール・ネット東京にて作成)

### 3) 産業廃棄物処理業の環境に配慮した取組 (温室効果ガスの削減)

提案事例:【照明設備】高効率照明設備の導入(セラメタ)

平均年間削減金額

約19.0万円

#### ○提案事例

※「高効率照明設備の導入(セラメタ)」を提案した15事業所の平均年間削減金額

##### 【現状の課題】

水銀灯400Wが21台設置されている。



##### 【対策】

セラミックメタルハイドランプ (200W) に更新する。



※省エネ診断の受診は、地球温暖化防止への取組として  
評価されるだけでなく、経費節減につながります！

# 国の環境配慮契約法

## 環境配慮契約法【平成19年11月施行】

- …国及び独立行政法人等、地方公共団体を対象に  
入札等による契約の段階で、環境配慮契約の推進を図る法律

平成25年2月

環境配慮契約法の対象に

「産業廃棄物の処理に係る契約」が新たに追加  
契約の際には、**優良認定業者が有利に取り扱われます**

「産業廃棄物の処理に係る契約」は裾きり方式で評価されます  
⇒温室効果ガス排出削減の観点から、入札参加資格を設定し、①環境配慮への取り組み状況、②優良基準への適合状況等の項目で、**基準値を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定する**方式

### 入札条件

契約の際には、優良認定業者が有利に取り扱われます  
～環境配慮契約法の評価基準の基準値を満たせば、入札参加できます～

#### ○（東京都）

##### 優良性基準適合認定制度の優良認定を受けている場合

- 環境配慮契約法の基本の評価項目は、都の優良性基準適合認定制度の評価項目と重複している。

#### ○（国）

##### 優良産廃処理業者認定制度の優良認定を受けている場合

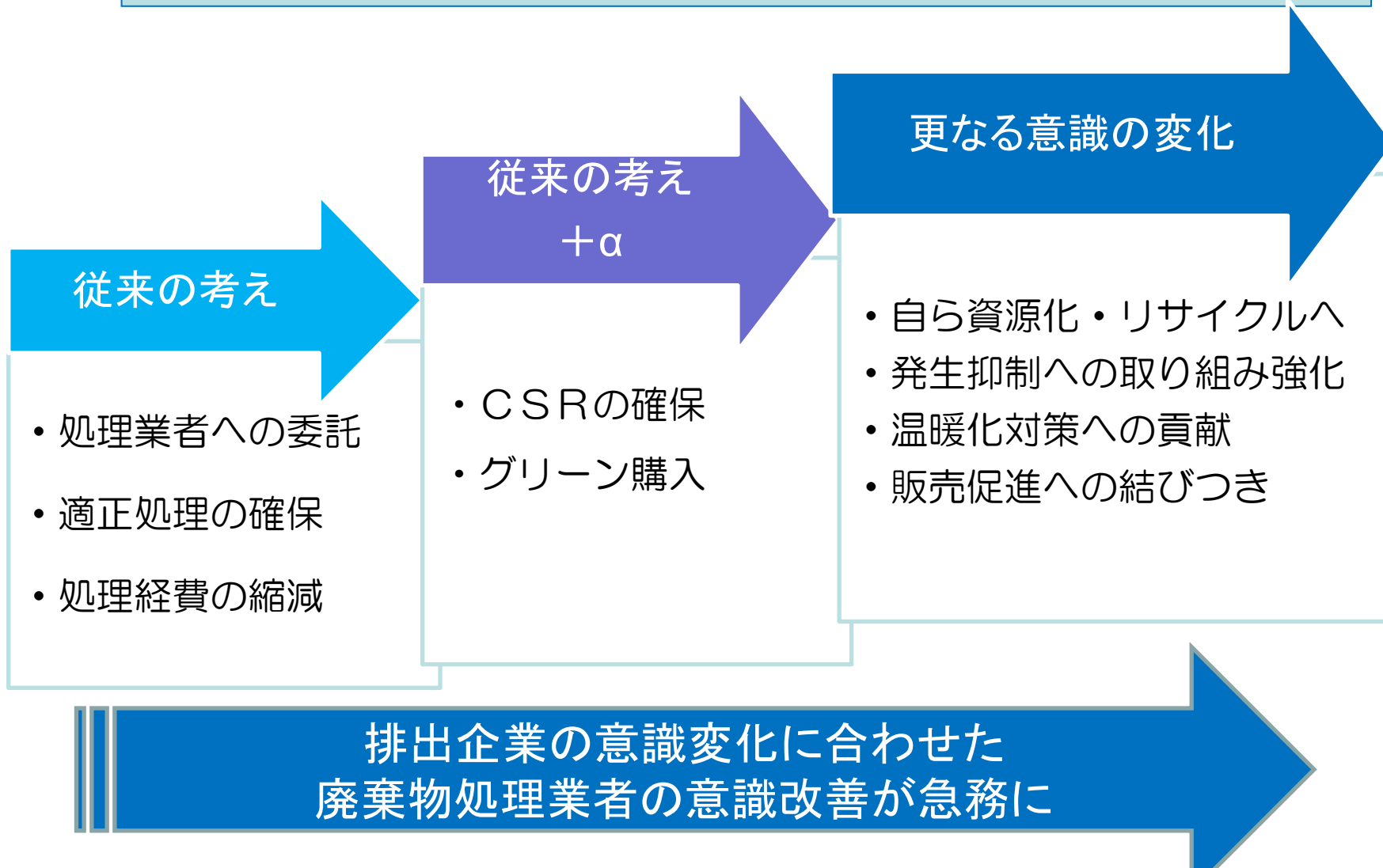
- 環境配慮契約法の基本の評価項目（優良基準への適合）は満たしている

環境配慮契約法の評価項目は、発注者によって異なるので、  
入札する契約について、評価項目の確認が必要！



# 1 1. 産業廃棄物処理業の 将来に大切なこと

## 廃棄物を排出する企業の意識変化が加速化





## 高度資源化・リサイクルをビジネスモデルとして挑戦

これらの廃棄物処理業界の役割

処理業 + 資源化業

資源化処理の一次産業としての  
役割は拡大

再資源化産業  
エネルギー産業  
素材産業 等

↑  
原料

・新技術  
・異業種産業

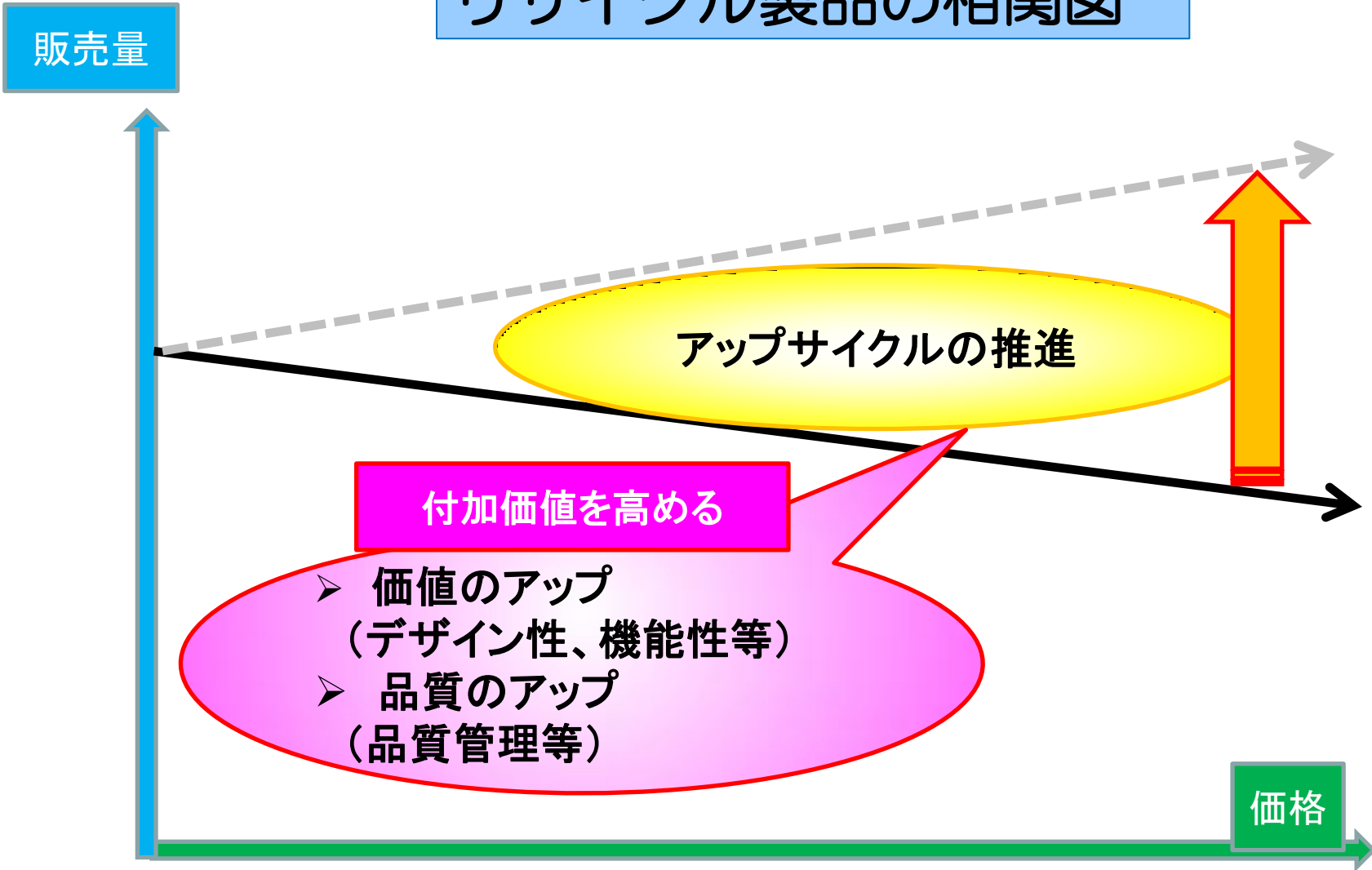
協業・連携  
高度資源化・リサイクルの挑戦  
(効率的な選別・抽出等)

排出事業者と連携

- 資源化先の選択枝の多様化
- 高まる傾向のコスト対応
- 付加価値を高める為の徹底した品質管理

処理を請け負ってからの資源化だけでなく、  
排出時点での分別・資源化の取組みをも優先して

## リサイクル製品の相関図



# 処理業の将来に大切なこと

## 世の中の変化と進歩



業界に活かそう！

廃棄物業界の発展

**発想が肝要！！**

要らないものを要る人がいるかもしれない！！  
ちょっと工夫すれば有用になるかもしれない！！

東京都は・・・ 循環型社会の形成を標榜

その第1の担い手が我々！！

## 処理業の将来に大切なこと

廃棄物の事業は・・・

- 3R、資源有効活用などの循環型社会への貢献
- 自然保護、地球環境保全への寄与
- 社会からの期待と役に立っているという自負

## これからの廃棄物事業に大切なこと





# 平成27年度 産業廃棄物処理業者向け講習会

※本講習会は、東京都受託事業「持続可能な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」として実施しています。



## ご静聴ありがとうございました。

— 無断での複製・転載を禁じます —